

鳥栖市史年表

—慶応3年まで—

凡 例

1. この年表は、主として鳥栖市史および同資料編・研究編をはじめ、佐賀県史、県立図書館年表、佐賀新聞、毎日新聞年表類、とす市報、鳥栖市勢要覧などに拠り作成した。
1. この年表はすべて太陰暦を用いた。
1. 文体は、紙幅の関係上、文語体を用いて簡略したものがある。
1. 月日の記載符号は、たとえば、
 2. 16とあるのは2月16日、5.15は閏5月15日を、8—とあるのは8月中のことで、月日不詳のものは、その年中であることを示した。
1. 市内社寺の創建はその社寺に伝わるものを掲げた。
1. 県、市欄のうち、二字下げた行が市の項目である。
1. 国内の項目は、県・市との量的平衡を保つため必ずしも重要項目とは限らないところがある。

西 暦	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
前18,000前後	先 土 器 時 代	(旧石器時代)	長野県杉久保遺跡(石刃、ナイフ形刃器等) 東京都筏呂遺跡(ナイフ形刃器)		有明海の水位現在に比べ130~140cm低下 柚比遺跡(柚比町)このころか
前13,000前後	縄 文 時 代	(草創期)	長崎県福井洞穴遺跡第3層(細石器・細隆起線文器)		有明海の水位現在に比べ40~50cm低下 東寒水遺跡(中原町)このころか
前10,000前後			長崎県福井洞穴遺跡第2層(爪形文土器)		草創期の遺跡(細隆器線文土器、爪形文土器) 笛吹山遺跡(立石町)このころか
前 8,000ころ		(早期)	早期の土器(燃糸文土器・押型文土器・轟式土器) 石器、骨角器、狩猟漁撈等原始的共同体社会		東背振戦場ヶ谷遺跡(東背振村) 北外遺跡(神埼町)このころか
前 5,000ころ		(前期)	前期の土器(曾畑式・塞の神式土器)		宿北遺跡(三瀬村)鳥崎遺跡(佐賀、金立町)このころか 伊勢山遺跡(基山町)から押型文土器でる
前 3,500ころ		(中期)			有明海の水位、現在水位とほぼ同高になる
前 3,000ころ			中期の土器(並木式・阿高式土器)		岩田遺跡(神埼町) 柚比遺跡(柚比町)笛吹山このころか
前 2,000ころ		(後期)	後期の土器(鐘ヶ崎式・西平式・御領式土器)		北外遺跡(神埼町)今山遺跡(大和町) 切通遺跡(上峰村)このころか
前 1,000ころ		(晩期)	晩期の土器(黒川式・山寺式・夜臼式)		日ノ隈遺跡(神埼町)野口遺跡(大和町)このころか

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
前 300ころ	弥	(前期)	弥生式土器、青銅器鉄器の使用製作、 水稻耕作のはじまり 前期の土器 (板付式土器)		夜白式土器、伊勢山遺跡 (基山町) から出土 このころの土器、石鏃、石黙寺の石器類金丸三ヶ敷、梅坂、轟木、安良、鷹取山 (中原) 等から出土 下朝日遺跡 (神埼町)、上黒井貝塚及び詫田貝塚 (千代田町) 米多貝塚 (上峰村) このころか
前 100ころ	生	(中期)	わこく 倭国 (日本) 100余国の部落国家の成立 らくろう 楽浪郡を通じて前漢と交渉		弥生中期 (須玖式土器) 曾根崎、柚比遺跡 (前同) 西島貝塚 (三根町) 原古賀遺跡 (中原町) このころか
紀元 57	時		わのぬ 倭奴の国王が後漢に遣使 光武帝より印授をうける		『漢委奴国王』の金印はこのときのものか (志賀島出土)
107			倭国王帥升ら後漢に遣使生口 160 人を献上		
147	代	(後期)	倭国に内戦続く、 ^{ひみこ} 卑弥呼を共立して耶馬台国女王とする		弥生後期 (高三瀧式・下大隈式・西新式土器) 柴尾遺跡 (千代田町)、南里ヶ里遺跡 (三田川町) このころか
247			卑弥呼、 ^{くぬ} 狗奴国王と争う		
248			卑弥呼死ぬ、その宗女 ^{とよ} 甕与女王となる		
366	古墳時代	(前期)	倭国使者を ^{くだら} 百済に派遣する		このころから、古墳の築造はじまる
369			百済の肖古王、使者をわが国に送る このころ、わが国朝鮮南部を支配 (^み 任那の成立)		

399			百済、 ^{こうくり} 高句麗との誓を破り、倭国と和を結ぶ		このころ、熊本山船形石棺墓 (久保泉町) 銚子塚 (金立町) 谷口古墳 (浜玉町) など築造か
404	古	(前期)	倭軍、漢江を渡り帯方郡へ侵入 高句麗軍と戦い破れる		
413			倭王、東晋へ使を送る		
421			倭王讚、宋へ遣使して、安東將軍倭国王の称号を授けられる		栗崎遺跡 (中原町) 雌塚、県内最古の古墳か (5世紀初)
443	墳		倭王 ^{いんぎよう} 済 (允恭天皇か) 宋へ遣使する		
460			倭王済没す、世子興 (安康天皇か) 宋へ遣使		このころ、横田下古墳 (浜玉町 (西分円山古墳 (三日月町) 久留間船塚・久池井森の上古墳 (大和町) などが築造か
462	時		倭王興宋より安東將軍倭国王の称号をうける		
478		(中期)	倭王武 (雄略天皇か) 宋へ遣使		
498			^{へぐりの} 平郡真鳥、国政をほしいままにし ^{おおともの} 大伴 ^{かなむら} 金村に誅殺される		伊勢山遺跡 (基山町小倉)、永吉遺跡 (永吉町) このころ築造か 太田東方の古墳このころか (5世紀後半)
502	代	(後期)	梁の武帝、鎮東大將軍倭王武 (武略天皇か) を進号して征東將軍とする		このころ、西隈古墳 (金立町)、関行丸古墳 (久保泉町) 築造か
507			大伴金村ら男大迹王を三国坂中井 (越前国) より迎え天皇の位につける (継体天皇)		
512	継体天皇				
527	21				^{くにのみやつといわい} 筑紫の国造 磐井が、火・豊の国に援助を求める

西 暦	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
528	継体天皇 22		磐井、筑紫野において斬首(磐井の乱)		
529	23		近江毛野臣、安羅で新羅・百済の任那 進出阻止に失敗 <small>みやげ</small>		このころ、鏡島田塚、半田宮の上古墳(唐津市)など築造か
536	宣化天皇 元		那津(博多)に官家をおく(大宰府のおこり)		
537	2		大伴狭手彦 <small>さでひと</small> 、任那に渡り百済を救う		おおとものさでひと 大伴狭手彦、任那に渡海するとき、松浦篠
538	3		百済の聖明王、わが国に仏像と経論を 献上する(仏教の公伝)		おとひめこ 原村の弟日姫子(松浦佐用姫)と婚したと 伝えられる
554	欽明天皇 15				潮見古墳(武雄市) このころか
562	23		任那の日本府、新羅に滅ぼされる		
577	敏達天皇 6		百済、わが国に経論・律師・禅師・造 仏工などを送る		
581	10		蝦夷 <small>えみし</small> 、辺境を侵す		このころ、太田古墳(田代本町太田) 壁画系装飾古墳できるか
588	崇峻天皇 元		百済、わが国に仏舎利 <small>ぶつしやり</small> を献じ、僧・寺 工 <small>ろばん</small> ・鑪盤博士・瓦博士・画工を送る		このころ、岡寺古墳(田代本町)、剣塚 (永吉町)古墳築造なるか
593	推古天皇 元		聖徳太子、摂政となる		
600	8		新羅、任那と戦い任那援助のわが軍、 新羅を破る		
602	10		来目皇子 <small>くめ</small> を將軍として2万5千の兵で 筑紫へ		くめのみこ おしぬみのあやひと あやべの 来目皇子、忍海漢人を漢部(綾部・中 原町)郷にやり兵器を造らせたという
603	11		来目皇子、筑紫に病死、新羅征討を中止		

604	12		聖徳太子、憲法17条を撰する		このころ、永田古墳群(柚比町)など 築造か
622	30		聖徳太子、斑鳩宮に没す		
628	36		推古天皇崩御		
630	舒明天皇 2		犬上御田鍬らを唐へ派遣す(遣唐使の はじまり)		
642	皇極天皇元		皇后即位、蘇我入鹿執政として勢威を ふるう		
645	大化 元	6.12	中大兄皇子ら、蘇我馬子を殺す		
		6.19	年号を初めて定め、大化と称する		
646	2	1. 1	改新の詔を発せられる		
652	白雉 3	4—	戸籍をつくり里および五保制を定める		
655	斉明天皇元	1. 3	飛鳥板蓋宮で即位		
662	天智天皇元	3—	新羅・唐と結んで高句麗を討つ	2—	四阿屋神社(牛原町)創建
664	3		筑紫・対馬・壱岐 <small>さきもり とよひ</small> に防人と烽をおき筑 紫に水城をきずく		
665	4	9.23	唐の使劉德行来朝する	8—	基肄城を百済の遣臣に築造させる
672	弘文天皇元	6—	壬申 <small>じんしん</small> の乱		
678	天武天皇 6	10.26	文武官の考績進階制を定める	12—	筑紫に大地震
683	11	4.15	銅銭を用い銀銭を禁じる	12—	使を派して諸国の境界を定める
698	文武天皇 2	7. 7	奴婢 <small>ぬひ</small> の逃亡多く笞法を制定		大野・基肄・鞠智城 <small>きい きうち</small> を繕治させる

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
701	大宝 元	8. 3	大宝律令の制定		
702		2. 1	大宝律令の施行		基肄・三根・神埼郡内の12町、観世音寺の寺田となる
712		1.28	太安万侶『古事記』を撰上する		東十郎古墳群(河内町)この前後半世紀にわたる築造か
713		5. 2	諸国に『風土記』の編さんを命じ里を郷と改称する		
715	靈亀 元				
720		5.21	『日本書紀』撰上		
723		11. 2	三世一身の法制定 開墾奨励の令でる		平城宮跡の木簡から(718と725年)神埼・藤津郡の調綿がでる
728		8. 1	内匠寮・中衛府をおく		この年大伴旅人、大宰帥となる
729	天平 元				このころ、宿の船底宮・牛原の香椎宮できる
735		7	この年凶作、疫病流行する		『肥前風土記』このころできるか
738		10 1—	大宰府が新羅使来るを伝える		藤原広嗣、大宰少貳となる
740		6.19	国ごとに法華経を写させ七重塔をたてる	8—	藤原広嗣の反乱
743		5.27	墾田永世私有令でる	12.26	大宰府を廃して、鎮西府をおく
745	天平 17	5—	平城を都とする		
752	天平勝宝 4	4. 9	東大寺大仏開眼供養		吉備真備(750)肥前守となる
757	天平宝字元	5.21	養老律令施行		肥前国に「介」1人加わる

774	宝亀 5	3. 4	新羅使、大宰府にくる		基肄城内に四王院建立か
778		10.23	遣唐使船、肥前松浦につく		
790	延暦 9	4. 5	大宰府に鉄冑を作らせる		大宰府管内の飢民8万8千人余出る
798		17			肥前国ほか早害で不作となる
806	大同 元		空海帰朝して真言宗をひろく		早害と疾病のため筑前・肥前国は2ヵ年間田租を免除される このころ西清寺できる
810	弘仁 元	9.10	薬子の乱		紀良門、肥前権介となる(権官の初め)
813		2.29	新羅人100余人肥前国に入る 島民これを殺傷する	2—	基肄軍団校尉貞弓ら新羅人の来襲を告げる 肥前国軍団兵士2,500人を1,500人に減じる
823		1.19	東寺を空海に賜わる		大宰府管内公営団の経営実施
838	承和 5				大宰府管内疫病流行し農民の多くが死ぬ
841		8.19	大宰府防人104人を対馬に充てる		肥前国班田、その後40年間班田行なわれず
845		12. 5	大宰府が新羅人来着を報ず		大宰府管内の調・庸粗悪納入が遅延するを戒める
848	嘉祥 元	8. 5	京畿に大洪水		養父郡の筑紫火君貞直・貞雄らに忠世宿弥性を賜わる
857					物部広泉、肥前介となる(兼官の初め)
858	天安 2		藤原良房摂政となる	5—	肥前国近隣暴風雨のため被害が大きかった
860	貞観 2		石清水八幡宮を建立		荒穂天神正五位下・予等比咩神従五位上に昇叙

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
866	貞観 8	3.16	応天門の変、伴善男流罪となる		基肄郡擬大領山春水ら対馬襲撃を企て発覚する
		8—	藤原良房摂政となる		
877	元慶 元				武備強化のため肥前国史1人を減じて弩師をおく
886	仁和 2	6.17	大宰府警固を厳しくする		
901	昌泰 4	1.25	菅原道真大宰権帥に左遷される		菅原道真、榎寺で没(903)
910	延喜 10	9.25	法皇延暦寺で灌頂をうける		在原友子、中津荘を観世音寺へ寄進
920		20			東屋明神(牛原町)従五位下に叙せられ、神領3町3反を給せられる
925	延長 3	8—	再度『風土記』撰修をうながす		
947	天曆 元				曾根崎の老松宮できる
957	天徳 元				このころ、神辺老松宮・本鳥栖老松宮できる
984	永観 2				大宰大式菅原輔正、安楽寺内に諸堂建立しそのための経費として小倉庄56町歩を寄進
999	長保 元	7.27	新制11ヵ条を定める		千栗八幡神社神甕の油、自然に涌溢の奇瑞を現わすという
1019	寛仁 3	4.18	女真人入寇す(刀伊の賊)	4—	源知ら松浦郡来襲の刀伊賊を撃退する
1041	長久 2				蔵上老松宮できる
1047	永承 2				神辺庄、30町歩安楽寺三味堂に寄進

1053	天喜 元		平等院鳳凰堂落成する		
1074	承保 元				このころ、高田老松宮・柚比天満宮できる
1081	永保 元	9—	延暦寺・園城寺の僧徒争う		
1082		2	内裏焼失		佐嘉荘太宰府天満宮安楽寺領となる
1083	永保 3	3.28	富士山噴火		鳥栖荘、幸津、幸津新庄とも太宰府天満宮安楽寺領に寄進
1096	嘉保 3	11.24	大地震のため諸国各地に被害でる		大谷口仏法堤経塚(大町町)できる
1113	永久 元				このころ、古賀老松宮・萱方老松宮・安楽寺天満宮できる
1124	天治 元	8.20	平泉中尊寺金色堂建立		山崎経塚(多久市)できる
1151	仁平 元	1.10	左大臣頼長、内覧となる		肥前国総追捕史日向太郎通良、綾部城に入る
1152		2			平家貞、貞能父子、綾部城を攻める
1158	保元 3	8—	平清盛大宰大式となり九州支配		豊後富貴寺完成
1159	平治 元 (4.20改元)	12.	平治の乱おこる		冬、日向太郎通良反乱をおこす
1160	永暦	6—	平清盛、正三位となる	5—	日向太郎通良ら殺害され、京都にて梟首
1162	応保 2	4.	権中納言平清盛、皇太后宮権大夫を兼ねる	3.23	肥前国司、庁宣を下し河上社の五、八月両会に旧式を復興させる
1167	仁安 2	2.11	平清盛、大政大臣となる	8.10	平清盛、杵島郡に大功田を与える
1169	嘉応 元				田代本町天満宮できる
1181	治承 5	2. 4	平清盛没	2—	松浦党、源氏に依じて平氏打倒のため戦う

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1185	文治 元 (8.14改元)	3.24	壇ノ浦に平氏滅亡、安徳天皇入水		
1186	文治 2		天野遠景、鎮西守護となる		
1187	3	2-	源義経、藤原秀衡を頼って陸奥へ	5-	基肄郡地頭職として、曾祢崎氏、別符氏の所領 (大分県史料)
1189	5	9. 3	泰衡、頼朝の追討軍に殺される		この頃、肥前国御家人綾部四郎大夫通俊、賀瀬氏の名がみえる (歴代鎮西要略)
1190	建久 元 (4.11改元)	11-	頼朝、権大納言ついで右近衛大将となる		河内万才寺できる
1198	9				
1199	正治 元 (4.27改元)	1.13	源頼朝没		このころ、肥前の総田数14,332町歩か
1211	建暦 元				酒井西天満宮できる
1251	建長 3				この地方飢饉で死者多くでる
1255	7	2-	興福寺衆徒、東大寺房舎を焼く	9-	綾部氏の一族藤木行重の子女、名田紛争があった
1267	文永 4				神辺徳昌寺できる
1274	文永 11	10-	蒙古軍博多港に上陸、大風起って艦船漂没する (文永の役)		文永の役に曾祢崎氏ら御家人出陣する
1276	2	3-	幕府、博多湾南岸地域の要害石塁を造らせる	3.10	石塁築造のため肥前国御家人らに命じ、博多津に分担箇所を定める
1278	弘安 元 (2.29改元)	11-	元の世祖、日本商船の交易を許可する	7~8	文永の役の恩賞として、曾祢崎慶増、綾部道明にそれぞれ田地安堵沙汰がある
1281	引安 4	5.21	蒙古軍、対馬を侵す		

1286	弘安 9	6. 6	蒙古軍、博多湾、志賀ノ嶋を侵す、わが将兵これを撃つ (弘安の役)	10.29	北条時定、肥前守護職となる 岩門合戦の宛行をうける 土々呂木、綾部、曾祢崎氏ら
1292					河上神社、社屋改築のため、肥前全国の荘園、公領に賦課する
1293	永仁 元 (8.5改元)	3. 7	鎮西探題をおく		このころ、肥前の総田数17,918町歩か
1294	2	6-	弘安の役の恩賞詮議を打切る	3-	鎮西探題、筑前、肥前などに烽火をおく
1299	正安 元				祇園八坂神社 (古野町) 勧請か
1323	元享 3				鳥栖郷御家人土々呂木氏、河上神社領年貢につき探題へ訴える
1331	元弘 元 (8.9改元)		天皇笠置に移る	9. 9	鎮西探題、京都騒乱のため、肥前国内の社寺に令して祈禱させる
		9.14	楠木正成挙兵		後伏見上皇院宣を下して、肥前国の段銭をもって千葉社々殿造営用途にあてさせる
1332	正慶 元				飯田天満宮できる
1333	3	3.13	菊池武時ら鎮西探題を攻撃して敗北する	5-	龍造寺ら肥前御家人衆少弐氏に従い鎮西探題を攻める
1334	建武 元 (1.29改元)	10.10	護良親王を拘置し、翌月鎌倉に流す		朝日但馬守資法、朝日山城に拠る
1335	2	7.23	足利直義、護良親王を殺す	12.16	大友貞戴、少弐頼尚ら足利氏の請により肥前御家人を召す
1336	延元 元 (建武3)	2-	足利尊氏ら西走して九州に入る	3-	肥前の御家人足利方に従い、筑後・豊後・肥後の各地に菊池勢と交戦

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1336	延元 元	3. 2	筑前多々良浜にて菊池氏と足利氏戦う		
		5. 25	楠木正成戦死	3. 20	尊氏、肥前の御家人に武具・兵士などを徴する
1337	2	2—	菊池武重、肥後に挙兵	2. 2	九州探題一色道猷、肥前国御家人より起請 ^{きしろうもん} 文をとる
	(建武 4)			9. 11	一色範氏、肥前国御家人後藤朝明へ神辺庄田地20町を与える
1338	延元 3 (暦応元)	7. 2	新田義貞戦死	3. 3	肥前国御家人ら探題方に属して、菊池氏と戦う
		9. 18	懐良親王、征西將軍となって九州に向かう		
1339	(2) 4	8. 16	後醍醐天皇崩御	5. 9	一色範氏、深堀時広に養父郡山浦原口田4町を与える
1342	興国 3 (康永元)	5. 1	懐良親王薩摩につく	6. 2	懐良親王、曾祢崎荘地頭職を恵良惟澄に与える
1343	(2) 4			4. 19	一色道猷、筑後の官方を討つため肥前の兵を徴す
1350	正平 5 (観応元)			3. 3	足利直冬、深堀政綱に養父郡内15町、9月後藤光明に、同村田地頭職を恩賞として与える
1351	正平 6 (2)			1. 23	足利直冬、太宰府天満宮安楽寺に養父群飯田村田島8町を寄進する
1353	正平 8 (文和 2)		春、菊池武光、一色氏と戦い少式頼尚を救う		

1355	(4) 10	9—	懐良親王、肥前より筑前・豊後・豊前などを制圧する		紫友山西清寺(田代上町)浄土宗となるか
		10—	九州探題一色道猷、九州を脱して長門へ	8—	懐良親王、兵を率いて肥前に入る
1359	14 (延文 4)	8. 6	九州官方(菊池方)、少式頼尚を筑後川大保原に討つ		肥前の諸氏は、官方(波多・後藤氏)と少式方(千葉・高木・龍造寺・松浦氏)に分かれ戦う
1360	(5) 15	4. 10	九州官方、大宰府の少式氏を攻める	6. 29	宗・龍造寺・深堀の諸氏、菊池軍と神埼で戦う
1371	建徳 2 (応安 4)	12. 19	新九州探題今川了俊、豊前門司に入る		懐良親王、安楽寺大鳥居信高に肥前国下野庄の畠地、屋敷を安堵する
1372	文中 元 (5)	8. 12	懐良親王、大宰府を去って高良山に陣する	4—	今川仲秋、佐賀から綾部に陣する
1373	(6) 2	11. 16	菊池武光没	3. 9	肥前国彼杵郡に半済を施行
1374	(7) 3	9. 17	懐良親王、高良山より肥後菊池にひく		
1377	天授 3 (永和 3)	3—	菊池武朝、今川仲秋らと肥後に戦い敗れる	12. 13	懐良親王、櫛田社領を安堵する
1384	元中 元 (至徳元)		倭寇しばしば明・高麗を侵す	8. 15	今川了俊、御禊大嘗会段銭を肥前国内にあてる
1395	応永 2		今川了俊探題を解任、京都へ帰る	10. 3	神辺、萱方領を停止(荘園侵略)
1396	3	3—	渋川満頼、新探題に任ぜられる		
1398	5			2—	渋川満頼、麓・牛原に在城、のちに綾部へ移る
1399	6		冬、応永の乱おこる		大内義弘、敗死する

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1403	応永 10	2—	明使節、帰国	5—	菊池武朝(武光の孫)、渋川満頼と千葉に戦う
1405	12	5.	足利義満、明使を引見	3—	渋川満頼、赤星武績を攻めて綾部より筑前に敗走
1423	30	7—	足利義持、諸社寺に持氏を呪咀させる		九州探題渋川義俊、山浦の勝尾城により探題陣所とする
1424	31	2.	幕府、鎌倉府と和睦す		少式方筑紫教門の勝尾城、少式満貞に攻落さる
1425	32	7.	菊池・少式・大内氏ら九州へ下る		少式と大内の両軍、肥前、筑後にかけて交戦がつづく
1434	6				筑紫上野介頼門、山浦に居城する
1468	応仁 2		京都内外の寺社民家、多数兵火にかかる		少式教頼、大内氏の兵と筑前に戦い敗死する
1469	文明 元 (4.28改元)	5—	少式頼忠、大内氏の軍を破り大宰府に入る	5—	松浦党、東肥前の武士ら多く少式氏に属して筑前に戦う
1470	2			7—	東軍大友親繁の兵、肥前東部に侵攻する 轟木妙覚寺できる
1478	10		秋、大内政弘、筑前・豊前に少式政資の軍を討つ		大内政弘の勢威肥前に及ぶ
1479	文明 11				少式政資は、筑紫満門に筑前・筑後・肥前(基肄・養父・三根)の所領を安堵する このころ元町妙善寺できる
1483	15		少式政資、筑前に進出して大内氏と戦う		秋、少式政資、渋川氏を綾部城に襲い敗走させる

1492	明応 元 (7.19改元)	5. 2	少式政資、大内氏の兵と筑前に戦う		
1497	6		大内義興、筑前で少式政資と戦い勝つ	1—	大内義興、勝尾城の少式高経(政資の子)を攻略する 筑紫満門、大内方につき、このあと勝尾城に入る
1498	7				水屋正行寺できる
1500	9		前將軍義尹、周防に入り大内氏に頼る		渋川尹繁、基肄・養父郡に入り、前將軍義尹、これを鎮西探題とする
1502	文亀 2	8—	奈良、徳政を行なう		大内方の筑紫四郎惟門、勝尾城に入る
1504	永正 元				曾根崎徳永寺できる
1506	永正 3		この年越前、越後一向一揆おこる	11. 3	渋川尹繁、三根郡光浄寺に禁制をかかげる
1513	10				神辺西念寺できる
1523	大永 3	4.	足利義植、阿波に没		少式資元、勝尾城の筑紫満門と和平
1524	4	12.	「御成敗式目」初めて刊行	1. 18	筑紫満門、綾部城の馬場頼周に謀殺される
1525					宿正浄寺できる
1528	享禄 元 (8.20改元)	12. 20	大内義興没して、義隆つぐ		このころ、蔵上西法寺できる
1530	3	3.	遣明船の復活	8. 15	大内氏の将杉興連、兵を率いて肥前に侵入、少式軍と交戦
1533	天文 2	9—	幕府、徳政令をくださす 義晴、近江より入京する		このころ、藤木千福寺できる 大内氏勢、宗筑後守秀恒(鏡山城)、筑紫惟門(勝尾城)を攻めて降す

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1533	天文 2			12—	ついで馬場周頼の綾部城を降す
1534	3		大内氏の将陶興房肥前領内に攻め入る		陶道麟、園部城に入る
1542	11	4. 8	幕府、撰銭令を出す		田代浄覚寺、光徳寺できる
1543	12	8. 25	ポルトガル船種子島に鉄砲を伝える		このころ、村田八幡宮できる
1546	15	10—	幕府、徳政令をくだす	7. 25	大内義隆、龍造寺胤栄の東肥前における戦功を賞する
1547	16		この年以降勘合貿易絶える	3. 27	大内義隆、龍造寺胤栄を肥前代官とする
1550	19	2. 13	大友義鑑殺害され、義鎮(宗麟)あとをつぐ	7. 1	龍造寺胤信山城守と称し、大内義隆の偏諱をうけて隆信と改名する
1551	20	3. 3	織田信秀没し子信長あとを継ぐ	10. 25	龍造寺氏の将士、隆信を追う、隆信筑後に遁れ蒲池氏に頼る
1554	23	8—	將軍義輝、大友義鎮を肥前守護に任じる	1— 10—	龍造寺隆信、大内義長に通じ、高木氏を降伏、秋には少式冬尚を破る
1555	弘治 元 (10. 23改元)	4. 20	織田信長、清洲城をうばう	3—	隆信、神埼郡に少式方の江上武種を破り、神代勝利と闘う
1558	永禄 元 (2. 28改元)	9—	木下藤吉郎(秀吉)、織田信長に仕える	12. 3	龍造寺隆信、神代勝利・江上武種と和議をむすぶ
1559	2	2. 2	織田信長上洛	1—	隆信、冬尚を勢福寺に攻め、自害させる(龍造寺の抬頭)
		4. 27	長尾景虎上洛	3—	隆信、養父郡に馬場氏を攻めて降伏させる
1561	4	9—	上杉政虎(謙信)、武田晴信(信玄)と川中島に戦う		秋、隆信、神代勝利を川上に破る

1563	6				祇園八坂神社(田代上町)勧請か
1564	7	7—	毛利・大友両氏和議	2—	隆信、平井氏、横岳氏を攻めたが不首尾におわる
1568	11	9. 26	織田信長、足利義昭を奉じて入京し、義昭將軍職につく	6—	少式政興、綾部より筑後へ
1569	12	5—	毛利軍、筑前に入り大友氏の立花城を攻む		大友宗麟、筑後高良山に陣し、戸次鑑連をたて肥前に進攻し肥前の諸氏多くこれに従う
		10—	大友宗麟、大内輝弘を援け周防に入る	4—	大友・龍造寺の両氏和睦する
1570	元亀 元 (4. 23改元)	6. 28	織田信長・徳川家康と浅井・朝倉の両氏の軍を近江姉川に破る(姉川の合戦)	3— 10—	大友宗麟、再び龍造寺氏攻略にかかる両軍しきりに戦う 大友・龍造寺の両氏和する
1571	2	6. 14	毛利元就没		隆信、兵を東肥前に動かし江上氏と和する
1572	3	12. 22	武田信玄、徳川家康と三方原に戦い破る	4—	隆信、再度東肥前に兵を進め筑紫家貞(朝日山城)筑紫広門(勝尾城)を降し、和議する
1573	天正 元 (7. 28改元)	4. 12	武田信玄没		
1574	2		信長、長島一向一揆をうつ		この年、大友、龍造寺、肥前、筑前に威をはる。この年、龍造寺方(草野・原田・後藤・平井氏らつく)大友方(波多・鶴田・草野鎮永につく)
1575	3	5. 21	信長、武田勝頼を長篠に破る		この年、龍造寺隆信、東肥前を従服する
1576	4	2. 23	信長、安土城に入る		隆信、須古に居城を構える
		4. 14	信長、石山本願寺をうつ		

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1577	天正 5	11—	信長、右大臣となる		冬、隆信、有馬を攻める
1578	6	3.13	上杉謙信没		隆信、有馬氏を討つ。冬には筑後に進入する
1579	7	—	イギリス船平戸に来航		筑紫広門、隆信に従い三池鎮実を攻める
	8				姫方戒円寺が赤川から移転
1582	10	6.13	羽柴秀吉、光秀を山崎に破る		冬、有馬氏島津に通じる。田尻氏隆信と断って、島津氏に通じる
1583	11	4.21	秀吉、柴田勝家を賤ヶ嶽に破る	7.21	田尻鑑種、龍造寺氏に降伏する
1584	12	4.9	秀吉、家康と小牧・長久手に戦う		春、島津家久、島原に渡り有馬氏を援ける
				3.24	隆信、島津氏と島原に戦い、戦死する
1585	13	7.11	秀吉、関白となる	3.7	筑田了榮、龍造寺氏に起請文を入れる
		11—	龍造寺、島津、大友三氏和平す		
1586	14	8—	秀吉、島津氏討伐を策する 聚楽第で秀吉朝鮮使節に引見	7.10	川上左京亮と筑紫春門の死、筑紫広門(勝尾城)島津氏に攻め落され開城し、その後廃城となる
1587	15	3.25	秀吉、九州西下		
		5.8	島津氏、秀吉に降伏する		対馬藩宗義智、所領安堵
		6.7	秀吉、筑前箱崎で諸将に論功行賞として知行をする	6.25	基肄郡、養父半郡、小早川隆景の所領となる
1588	16	7.8	秀吉、海賊禁止令を発する	12.	柳川調興、対馬伊奈郡代となる
		7—	諸国に刀狩り		肥後一揆に千栗から兵糧米の積出し

1589	17	11.24	秀吉、小田原北条氏征伐を命ず	1.7	鍋島信生、直茂と改名し、肥前守を称える
1590	18	7.5	北条氏、秀吉に降伏する(全国統一)		鍋島直茂、龍造寺氏領の国務を司る
1591	19	2.28	秀吉、千利休を自殺させる	10—	秀吉、名護屋に築城工事を命じる
		9.24	秀吉、朝鮮征伐を命じる		
1592	文禄元 (1.28改元)	3—	朝鮮出兵(158,700人)一文禄の役—	3.20	鍋島直茂、朝鮮へ出航。名護屋城成る 田代領、小早川秀秋襲封する(養子)
1553	2	6.28	秀吉、和議8ヶ条を明使に渡す		
1594	3		秀吉、伏見城を築く		小早川秀秋襲封し、田代地方秀吉の蔵入地となる。太閤検地(6尺3寸竿、京枳)
1595	4	7.15	豊臣秀次自殺する		基肄17ヶ村、養父郡12ヶ村検地 (玄藩竿10,580石一文禄検地) 鍋島直茂、養父西郡13ヶ村5,700石を領する
1597	慶長 2	1.1	秀吉、朝鮮再征を命ずる—慶長の役—		
	3		秀吉没		轟木日子神社できる
1599	4	9.9	秀頼、大坂城で家康に会見 清正らと石田三成対立		基肄一郡4,330石、養父半郡5,700石、対馬藩(宗義智)所領となる(10,037石)
1600	5	9.15	関ヶ原戦、東軍勝利となる	9—	鍋島勝茂、このころ清茂と改名西軍に属す
				10—	家康、西軍加担の罪に免じ、柳河立花宗茂を討たせる
1603	8	2.12	幕府ひらく。徳川家康、征夷大將軍となる		
1605	10		日本と朝鮮、講和	2—	養父郡のうち2,800石対馬領となる(内1,000石柳川分)(諸説)田代地方検地16,309石6斗(慶長検地)

西 蜀	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1606	慶長 11	3. 1	江戸城修築、9月に成工		対馬藩田代領代官(古藤三郎左衛門)着任
1607	12	2—	駿府城修築成り家康江戸より移る		鍋島勝茂、佐嘉藩主となる このころ博多津に蔵米屋敷できるか
1609	14	7.19	幕府、金銀貨の交換、金1両を銀50匁とする 宗義智、朝鮮と条約を結ぶ(己酉条約)		園部村検地、この地方慶長検地この年に終る
1611	16		朝鮮へ第1回の歳遣船	1.16	佐賀藩の私検地終わる
		4.12	近畿以西の諸大名幕府の法令3ヵ条に誓詞を提出		柳川智永没し、調興あとをつぐ
1613	18		西国諸大名封内の検地目録を進上		8~9月ごろにかけ実盛虫で稲が枯れる
1615	元和 元 (7.13改元)	4. 6	(大阪夏の陣)豊臣氏亡ぶ	1. 3	宗義智没し義成襲封す(2代) 成富茂安領内の水利工事にかかる
		7. 7	武家諸法度が制定される		
1616	2	4.17	徳川家康没	2—	佐賀藩肥前国の絵図幕府へ差出す
1618	4	8—	幕府外国船貿易法を長崎・平戸港とする	6. 3	鍋島直茂没し、家臣13名追腹を切る
1619	5	7.19	大坂城代設くる	8.10	この地方に大洪水
1620	6	11.27	立花宗茂加封をうけ、再び柳川城主となる		佐賀藩手明鑑創設する(200余人)
		12. 8	有馬氏久留米に移封		

1626	寛永 3	8.18	家光参内する、天皇二条城に行幸		宗義成と柳川調興不和对立はじまる 幸津井樋(安良川)竣工
1627	4	7—	紫衣事件 長崎奉行、キリスト教徒340人処刑		
1629	6	9. 6	武家諸法度を改定する	1. 8	陽泰院(直茂の妻)死に追腹8人
1630	7	4—	島原藩松倉重政、領内のキリスト教徒を処刑		このころ直代官制となるか(田代領) 本町本照寺を筑後より移転
1631	8	3.13	浅間山噴火	2.10	柳川調興、所領と歳遣船を返すと申出る
		10—	キリスト教徒拷問		
1631	9	1.24	徳川秀忠没 大目付4人制	4.22	佐賀藩10人組をつくる
1633	10	2.28	奉書船以外の海外渡航を禁じる		
1634	11	5.28	幕府、長崎に出島を築く	9.18	成富兵庫茂安没 宗義成、柳川調興とも幕府に提訴する(柳川事件)
1635	12	5.28	海外渡航、在外日本人の帰国を禁じる	1.28	鍋島忠直没、追腹5人
		6.21	武家諸法度再び改定される	3.12	家光、柳川事件を自から裁断する(調興は流罪)
		6.30	諸大名の参勤交代制(4月交代)を命ずる	8—	園部村幕府領となる。以後72年間(長崎代官支配) 田代領に代官常置支配される(明治2年まで)
1636	13	6. 1	寛永通宝の鑄造		種子米として450石領内に貸付けられる
1637	14	10.25, 29	島原、天草のキリスト教徒蜂起する		田代領物成 4,687石余

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1637	寛永 14	12. 3	天草四郎時貞、原城に拠る(島原の乱)		
1638	15	2. 28	原城の一揆鎮圧(島原の乱)	6. 29	鍋島勝茂軍令違反により閉門(6ヵ月間)
1639	16	7. 4	ポルトガル人の来航を禁じる(鎖国令)		
1640	17	1—	幕府、本田畑での煙草栽培を禁じる		このころから朝鮮貿易不振となる
1641	18	4—	オランダ商館を平戸から長崎出島へ		長崎警固役はじまる(佐賀・福岡両藩で1年交代)
1642	19	2. 12	人身売買の禁規を街道に布告する		春より夏にかけて飢饉
		8. 10	郷村取締令が制定される		
1644	正保 元 (12. 16改元)	2. 20	幕府、西国に巡見使を派遣		
1645	2	2. 12	外国船来航の処置規則がでる	5. 12	賀島兵介生れる 田代領の絵図面できるか 下野老松宮できる
1646	3	2. 28	諸大名に諸国地図の作成が命ぜられる		
1647	4	6. 24	長崎来航のポルトガル船に対し、九州諸藩を召集警戒させる		
1648	慶安 元 (2. 15改元)	6. 11	農民の土地貸借の禁止令		
1649	2		慶安の触書		
1650	3	8. 12	九州一円、大風の被害甚大	8. 12	大風襲来で田畑の被害甚大 対馬佐須銀山開発される 幸津の一真院できる
1651	4	4. 20	徳川家光没		この年から田代領米一部江戸へ上米となる

1653	承応 2		全国的に凶作となる		近郊に洪水 領民、代官波多野新介の悪政を藩府へ訴える このころ田代昌元寺町の集落ができた
1655	明暦 元 (4. 13改元)	8. 2	幕府、宿駅人馬、新銭、年季奉公人などの規則を出す		田代領の公使代米2,000俵ときまる 代官波多野新介に対する百姓一揆の動き このころ田代外町、横町集落できる 田代領で過重な年貢取りたてを訴出る
1656	2	2—	衣服・装飾の華美を禁制する		田代領瓜生野村、町となる
		7. 28	旗本の子弟らの江戸市中横行を厳禁		
1657	3	1. 18	江戸大火	3. 24	鍋島勝茂没、追腹36人となる
				10. 26	対馬藩主宗義成没、義真これをつぐ 田代領に公役代米の制 三根郡人口10,760人 酒井西遍照寺を筑後から移転
1658	万治 元 (7. 23改元)	6. 24	明国使者、長崎に来航し援軍をたのむ 幕府これを断わる		田代領百姓一揆解決、年貢軽減 大雨で家屋倒壊、人馬流失あり
1659	2	8—	酒造規則の制定	12. 27	対馬藩府中の大火(1,718軒焼失) 幕府より1万石賜米 百姓一揆の首謀者(大庄屋一家) 斬罪
1661	寛文 元 (4. 25改元)	1. 15	皇居火災	12. 24	対馬藩府中大火(715軒焼失) この年より4年がかりで検地、 間高制を採る(藩財政の窮乏化)
1662	2	5. 1	諸国に大地震		対馬藩知行制を禄米制とする
		11. 16	金銀相場令がでる	10. 19	鍋島家中の追腹法度がでる

西 曆	年 号	月 日	内 容	月 日	県 市
1663	寛文 3	5.23	武家諸法度を修正し殉死を禁じる		横井村、大谷村3戸程度の新村か
1664	4	4.28	諸大名に領地判物渡す		対馬で「甲辰の地分け」行なわる（土地の均田制） 儀徳観音堂・幸津薬師堂できる
1665	5	7.13	諸大名の人質を停止	2. 9	府内の土地公収化の不満の責をとり藩主、執政（大浦権太夫）を死罪にする
1666	6	7.14	1万石以下の諸家の従者数をへらす	7.20	町人より1人手代登用
		7.21	諸役人の役料が制定さる	9.15	対馬より検使2人派遣、実状吟味に当たる
		2.28	諸国に巡見使を派遣		
1667	7	7.29	農村の連帯責任規則が布令される		生子麦の制、「間引き」を厳禁する
1668	8	3—	農民・町人に対する儉約令がでる		
1669	9	8—	閏10月10日以後京杓使用を諸国に布令		
1670	10	9.15	酒造半減と煙草の禁止令	1.11	対馬藩大船越瀬戸の開墾はじまる
1671	11			4—	田代宿に高札かかる
1673	延宝 元 (9.21改元)	6—	田畑の分割相続を禁止する	5.13	当地方に洪水（東肥前） 農民の困窮はげしく、欠落するものが 多出
1674	2	2—	キリスト教禁制高札がでる		
1675	3		この春、前年に続き諸国飢饉	6. 4	賀島兵介、田代副代官となる 御壁書（33ヵ条）の布令でる

1676	4	4—	幕府、諸国の堤防決潰地を巡検	1—	田代客屋4軒に制限 このころ領内に医師7名がいる 府中の大火災
1677	5	2.25	オランダ人に禁規をつける		水屋浜に蔵場を設ける（津出場） 水害のため飢饉、飢飯米をうける 者683人
1678	6	1.12	失火者斬罪制がでる	6—	田代町客屋に30歳以下の下女を置くこ とを禁ず
		8—	全国に大風雨洪水、江戸大地震	8.19	対馬藩家老から救状対策が田代々官に指示 される（7ヵ条）
				10.29	賀島兵介、借金返済政策の計画をだす 旱魃のため不作となる 代官所表屋（大広間ほか）改築上棟式
1676	7	7—	庸夫制がでる	7. 7	領内洪水で救米 262石5斗3升が支給 される（飢者1,224人） 代官所定数代官以下22名
				12.26	田代下町50軒焼失、飯米150俵、銀1 貫800匁支給
1680	8	5. 8	徳川家綱没	3—	赤川村加利川（秋光川下流）の治水工 事完成
			キリスト教厳禁令	6. 7	領内洪水、救米191石5斗支給される
		8. 6	西海諸国に大風雨		田代祇園社に石鳥居建つ 「お救い人蓼」「御仁恵人蓼」制度化される
1681	天和 元 (9.20改元)	1.29	米粟の買置、買占めを禁じる		

西 暦	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1681	天和 元	8.22	幕府に奥祐筆を創設する		このころ基肆郡を基肆郡と改める このころ新後世宗おこる 田代町 (272軒、人口1,080人) 瓜生野町 (145軒、人口611人)
1682	2	2— 12—	商品の買占め、物価騰貴を禁止する 八百屋お七の火事	2—	瓜生野町裏櫓木堤修築 牛原・飯田村の庄屋対馬へ流罪となる
1683	3	2.24 7.25	庶民に衣服制限令でる 将軍、武家諸法度15ヵ条を諸大名に頒布する	2— 5—	領内に衣服御法度 (儉約令) がでる 田代町客屋に40歳以下の下女を禁止
1684	貞享 元 (2.21改元)	10.29 11.13	新暦 (貞享暦) が用いられる 諸大名に判物朱印を頒布	7— 1— 4~5	瓜生野町別当、年寄に役料地が与えられる 正月の門松使用を禁止 肥前長崎街道に疫病流行する
1685	2	7—	生類憐令でる		肥前領村田鍋島家初代茂真となる 賀島兵介副代官を辞任し帰藩す (在任10ヵ年)
1686	3	8—	長崎奉行3人となる (江戸詰1人、長崎詰2人)	3—	穂検見制改め 「基肆養父実記」 なる基山の荒穂宮でる このころ昌元寺でる
1687	4	1.28 4.11	牛馬の生類憐愍令でる 土地の売買禁じられる	10—	賀島兵介、藩政について意見書を上提する (34ヵ条)

1688	元禄 元 (9.30改元)	9—	長崎に唐人屋敷を設け来航を70隻に制限する	11.12	賀島兵介、藩主の怒りにふれ (家禄没収) 幽閉さる
1689	2	8—	諸調度器具用材の規則を布令する		洪水のため不作となる 原重谷の開田 (牛原村)
1690	3	5— 10.26	諸駅に駄賃1割増加を布令する 捨子の禁令	3.26 2—	ケンペル、轟木宿に泊る 領内40歳以下の飲酒を禁止する 幕府領・久留米領・田代領の三方水論おこる
1691	4	2.26 11.15	勘定所役人の諸国巡見しきり 生類憐愍令でる	3.26 11—	領内捨子、「問引き」を禁ずるの達示 80歳以上長寿者148人に米155俵がでる ケンペル田代に止宿 (江戸参府紀行)
1692	5	1.20 8.5	かさねて生類憐愍令でる 罪人妻子の仕置令でる		義真隠居、義倫襲封 園部の九品念仏宗弾圧され61人服罪 磯野寿延 (牛原村) 私財を投じ、四阿屋川から灌漑用水路をひく
1693	6	4.30	猪狼・鹿打払の生類憐愍令でる	10.22	背振山境争論結着し、佐賀藩の勝訴となる
1694	7		数回生類憐愍令でる		義倫没、義方これをつぐ
1695	8	2.8 7.16	江戸大火 百姓の田畑質入借金の禁制	12—	轟木宿に高札かかる 牛原で洪水のため田畑流失
1696	9	8.17	飲酒禁制令でる		このころ田代領上層家庭で蕉門俳諧流行か

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1696	元禄 9	11. 23	諸国地区の校訂を命じる		
1697	10	4. 26	旧金銀貨幣を新鑄貨幣と交換する命令	5. 9	賀島兵介没す (53歳)
				5. 10	三郷大庄屋、庄屋ら連名で穂検見を定免制とするようお願いでる
				7—	俳句集「染川集」に女流俳人紫白女の名あり
1698	11	2—	諸国に金銀銅山の試掘を命じる	2. 6	園部村正応寺信徒、邪宗の疑いで入牢させられる (36人)
		9. 6	江戸大火	9. 21	佐賀地方、大地震1日6回襲う
			市中での小唄・歌謡の版行を禁制	2—	久留米領と水屋村の境界紛争で陶山訥庵が川の中央を境分として解決する三方水論、寺社奉行の裁決でる
				12. 25	穂検見をやめ、並定免とすることを再度願出る この年物成7,752石8斗3升
1699	12	3—	人身売買の禁止	4. 26	定免制となる (平均免6,591石3斗1升)
		8. 13	米穀・金銀の買占・夜中の辻売・担売の禁止	5. 12	納枿を京枿に改める
				7. 10	養父郡大庄屋ほか6ヵ村飢飯米について願出でる
				8. 23	上記の飢飯米の訴願却下 俳人朱拙、田代を訪う
1700	13	7. 6	旅人のうち、老人・病人・婦女以外の借駕籠使用を厳禁する	3—	寺崎紫白女の撰句集「菊の道」でる
				7—	28日から30日降雨 (田島損毛2,361石、堤防決潰130ヵ所、復旧人員3,500人)

1701	14	11. 8	金銀貨幣両替規則を出す		
		3. 14	赤穂藩主浅野長矩、高家吉良義央に刃傷事件		朝鮮人蔘買入れ資金として3万両幕府から借用 (6年々賦無利息) 寺崎晩柳の編句による「放鳥集」でる
		12—	人蔘専売制をとる		借銀借米の差引を三郷より願出る
1702	15	7. 18	物価低減令、酒造令でる		宗義真没 このころ田代代官所役人35名 (代官役高75石、佐役41石)
		12. 15	大石良雄ら吉良義央を討つ (四十七士)		俳人野披、田代を訪う
1703	16	2. 4	四十七士、切腹する	2. 16	田代代官所で隠田畑の取締り
		12. 23	儉約令でる		領内、田代・瓜生野両町持分の持高改め借銀借米帳記入を厳達
1705	宝永 2	7. 14	在国諸大名の呈書・贈物を廃止する		俳人魯九、田代を訪れる 領内の煙草栽培禁止 領内の竈数2,271軒 河内町集落67戸か
1706	3	5—	物価調節令でる		
1708	5	5. 14	禁裏造営助役を諸大名に命じる	5. 21	大雨洪水、佐賀領被害が多く、田代郷より救援苗を送る
		7—	宝永大銭を鑄造する		
1709	6	1. 10	徳川綱吉没	8. 25	朝鮮使節、上京同道のため田代領へ銀 200貫の借用の命
		1. 20	生類憐愍令廃止される		
1710	7	4. 15	新井白石の武家諸法度などを布す 金銀改鑄を命じる		
1711	正徳 元 (4. 23改元)	2. 7	朝鮮来貢の式を定める		

西 曆	年 号	月日	内 容	月日	県 市
1711	正徳 元	8.15	諸大名に民衆が困窮しないよう戒告する	11.12	幕領の園部村、対馬領となる
1712	2	10.14	徳川家宣没		郷村に郷足輕50人をおく
1713	3	2—	人蔘購買規則でる	4. 2	対馬領となった園部村検地行なわれる (田代領表高13,402石7斗となる) 園部村定免制を願いでる 届出のない相對借銀借米(銀176貫、借米280俵) 借主480人
1714	4	2. 5	絵島事件処断される	3.21	再び定免願(園部村)
1715	5	1.11	諸国おおかた不作となる	7.21	定免制許可さる(率田5割5分1厘7毛) このころ小森野村に荒籠、水刳つくる (安楽寺側被害)
1716	享保 元 (6.22改元)	1.11	江戸大火	9.10	田代陣基「葉隠」なる つらもと
		3.30	徳川家継没		このころ領内大庄屋3人役高60石、庄屋36人30石
1717	2	3.14	武家諸法度を頒布し、天和の制に復する		田代領人口12,031人、戸数2,701軒、 巡検上使による公儀改め、法度、宗門改めなど
1718	3	6.29	密貿易を厳禁する		義方没し、義誠あとをつぐ よしのぶ
1719	4	6.13	密商の調べを諸大名に命ず	9. 7	佐賀領大風にて、倒家多し
1720	5		江戸市中の白壁、瓦葺などの建家を奨励する		佐賀藩、京枅を廃し、国枅をつくる

1721	6	3. 3	江戸大火	7.20	大洪水で80年来の被害
		8. 2	目安箱を評定所に設ける	1—	対馬より水害被害調査のため目付役くる
				2—	天然痘が流行する
1722	7	9.28	新田開発を奨める		田代領人口16,476人、村分け32ヵ村となる
1723	8	2—	情死の罰則をきめ、心中ものの出版上演を禁ずる		この年、また洪水、山崩れ
		6.18	足高制を定める	1—	代官所の地方下役人を、領内扶持人から採用する
		12. 5	江戸大火		
1724	9	2.15	諸物価値下げを命じる		早魃、大風雨による損毛多し
1727	12	5—	菜種専売制を布く	2—	飢饉のため伊勢参りを禁止
1728	13	8—	久留米藩、農民年貢軽減の要求で一揆おこる	3—	領民対馬藩へ越訴
1729	14	12.26	米価下落によって物価値下げを命ずる		
1730	15	8—	米商人の規則でる	11—	領内の借金利子の引き下げを行なう
		8—	諸大名に凶年に備え米の貯蔵を命ずる		藩主義誠没、方照襲封 みちひろ
1731	16	2.28	3年間の儉約令を出す	2—	領民が久留米領の富札を買うことを禁じる
					このころから榎、製ろう業盛んになる

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1732	享保 17	10. 7	虫害状況巡視のため、幕府要人各国に派す		みちひろ ゆき 方照隠居、義如これをつぐ うんか 田虫発生し水稻ほとんど不作、ききん翌年まで
				12. 19	佐賀藩、幕府から呼ばれ飢饉に多量の死者がでたことで、藩主に差控を命ぜらる
1733	18	1. 15	幕府儉約につき、今後3年間献上物を用捨する		蝗の大群発生 稲田全滅
		2. 29	年貢金納制を定める	1—	幕府から米2,000俵を買う、(1~2月の餓死者182人)
		6—	米穀の買占めを禁じる		
1734	19		大庄屋制を許可する		佐賀藩人口8万人減(享保17年で)29万人となる
1735	20	8. 28	諸大名が遊里に入ることを禁止する		
		10. 4	米価の調整を実施する	11—	領民の他領への出稼ぎを禁止する この頃から小森野側荒籠、水刎などの護岸にかかる この年、下郷に水害
1736	元文 元 (4. 28改元)	12. 2	蓄銭の禁止	3—	奉公人の取締りを強化
1737	2	2—	田畑質入売買の証文についての規定でる		佐賀藩札通用停止となる 壮年者の細工物稼ぎを禁止する
1738	3	11. 19	朝廷大嘗会を再興する	6—	扶持人は永世勤となり、子供にも帯刀を許す この年、下村冠水で農作物に被害

1739	元文 4			2—	寺社の修補を許可制とする
1740	5	1. 19	風俗肅正令でる		牛原宮西薬師堂できる
				2—	こうぞ・はぜの栽培を奨励する
1741	寛保 元 (2. 27改元)	4. 26	取退無尽を禁ずる	3. 8	瓜生野町で14軒が焼失 領内で富札を売り出す
1742	2	11—	銅の輸出額を制限する		田代領内、はぜ栽培の記録初見(日記抜書)以後盛ん、特産物となる 水屋天満宮できる
1745	延享 2	2. 12	江戸大火	3—	田代市の繁栄策として、狂言・見世物興業を願でる
				9—	田代宿の駄賃馬30疋に減る
				12. 22	基肄上郷の農民強訴 領内へ他国商人の入領を禁止する
1746	3	3. 21	武家諸法度を頒布する		飢饉感冒流行して死者でる
1747	4	1—	貞享甲子暦を改める	12. 22	田代上郷の百姓徒党をくんで強訴する(年貢減免)
1748	寛延 元 (7. 12改元)		羽前で農民越訴、姫路藩農民の一揆		佐賀鍋島家お家騒動始まる
				5—	新富札を発行 賀島兵介の句碑たつ(対馬)
1749	2	7—	富突を禁止		
		9—	札差貸金利息を制定する	2. 15	農民強訴(1745)の関係者を処分
1750	3	1. 20	百姓の徒党強訴逃散を厳禁		

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1751	宝曆 元 (10.27改元)	7.25	風俗令でる		領内に蝗害でる
		6.20	徳川吉宗没	4—	園部下村の新田開発を願出る かくし念仏信徒つかまる
1752	2	8. 8	稗の検査行われる		^{ゆき} 義如没、 ^{よししげ} 義蕃藩主となる (9代)
				7—	代官所人員の費用節減をはかる この年、佐賀領養父郡13ヵ村あり (佐賀藩郷村帳)
1754	4	3.13	久留米藩内に百姓一揆起こる	3—	久留米藩の一揆で田代領警戒を嚴重にする 田代売薬、博多で販売する
1755	5	4—	貨幣通用の令でる	12—	代官所、職人の賃銀引下げを命じる 柚比地藏堂でる
1756	6	6—	米価高騰し、米商の密蔵を禁ずる	11—	地主に自作を奨励する
1757	7	12.27	幕府、各代官に公領地を分管させる 外科医ひらく (玄白蘭流)	8.25	田代領で年貢徴収法の改正 田代村の庄屋役を廃止し、領内庄屋給米26俵となる
1758	8	7.	宝曆事件 (公家処罰)	9—	「新後世」信徒を処罰する
				2—	壮年者の旅稼ぎを禁止
				2—	宿村に小商売を許可する
1759	9	2—	西国郡代を設ける		対馬藩宝曆仕法でる
1761	11	5.	諸大名に領内蓄殺を命ずる		

1762	12	6.12	徳川家重没	1.15	田代領内の道德律を定め壮年者の売薬稼業を禁止 邪宗門の吟味取締りの達示 ^{しげ} 義蕃隠居し、 ^{なが} 義暢襲封 (第10代)
		7. 7	諸家従者の不法横暴を戒め、徒士足輕の異風俗を禁止する		府中大火、幕府より賜米1万石
1763	13	4. 5	御家人の異風俗取締りを命ずる	4—	小倉村百姓13名のうち、売薬渡世人3名がわかる
		6.22	諸大名は必ず正妻を迎えることを命ずる		上郷の「新後世」信者34人が捕えられ対馬へ追放
1764	明和 元 (6.2 改元)	3.11	長崎貿易を奨励	5—	他領の田の請作をやめることを布達
1765		2	9. 1	5匁銀発行、丁銀・豆板銀を鑄造	2—
1766	3	3—	幕府、長州など9藩へ川普譜を命ずる	1—	領内貧民へ地主から食糧援助を命ずる
1767	4	9—	諸藩に逃散農民の帰村を命ずる	7—	油の共同購入で害虫駆除を行なう
1769	6	1. 9	農民の徒党を禁止	7—	疫痢流行 村貫米を横領した庄屋2人を処罰
1770	7	4.16	農民徒党、強訴、退散の取締令	7. 5	治茂、佐賀藩主となる (8代)
				8—	佐賀藩財政窮乏のため御馳走米の負担加わる
1771	8	5.20	農民の江戸門訴の厳罰を再令する	7.20	唐津領虹の松原一揆のため藩境を警備
1772	安永 元 (11.16改元)	11—	薪炭価格の安定を計る	7—	山潮災害地に25年間年貢免除 大雨で洪水

西 曆	年 号	月 日	内 容	月 日	県 市
1773	安永 2		瀬戸内・九州など大凶作	8—	庄屋に読み・書き・算筆を奨励する
1776	5				ツンベルグ、田代に泊る
				3. 4	対馬藩へ朝鮮貿易の手当金12,000両を交付する
				6—	大雨出水で破損箇所多し
1777	6	3. 28	福引・博奕などを禁止		この年、対馬藩で財政整理を主とした藩政改革をうち出す
		9. 10	農民の徒党・強訴を禁止		この年、田代領大凶作
1778	7	6. 9	ロシア船蝦夷地に来航		義暢没、 ^{よしかつ} 義功藩主となる(第11代)
1779	8	1. 30	小判を蓄え、二朱銀のみを用いることを戒める	2. 23	宗門改め(基肆9,033人、養父3,553人25寺)
		8. 7	ロシア船の通商要求を退ける	8—	4月～8月にかけて10回に及ぶ暴風雨、洪水で浸水
1780	9	6. 10	道中宿駅、人馬使用規定を制し、徴発を禁止	8—	他領での興行見物をした者を処罰する
1781	天明 元 (4. 2 改元)	8. 21	再び農民徒党強訴の禁止令		佐賀藩治茂、藩校“弘道館”を建つ
		12. 27	鉄の販売方規を定める		田代領人口12,775人となる
				8—	田代外町天満宮に鳥居建つ
1783	3	7. 7	浅間山噴火死者2万人か		佐賀藩「六府方」を設ける
		11. 9	農民一揆取締りを命ず		

		12. 16	7年間儉約を布令する	9—	領民が賀島兵介の頌徳碑建立を願出る この年、田代領で菜種、油粕、酒粕の領外販売禁止
1784	4	4. 23	貯米売払令および徒党禁止令でる		疫病流行
1785	5	1. 22	凶変に備え耕植法をひろめる		義功没、2代目義功(弟富寿)をたて死をかくす
				5—	筑後川、三藩領界に幕吏検分
1786	6	8. 8	米価値下げ、買占め、囲米の禁を再令する	6. 26	幕府旗本万年七郎右衛門、川筋境界のため見分する
		9—	造酒高半減を示令する	5—	川筋紛争のため三藩(佐賀、久留米、田代)協議、5月から12月までかかる
1787	7	6. 2	米穀買占め厳禁の令		対馬藩で「御儉徳」改革
		7. 1	庶務を享保の制に復し諸有司を戒める	11—	商業不振のため穀物仲買人の運上を免除する 田代領竈数 2,834 飢饉で死者でる(高良山文書)
1788	8	3—	諸国の酒造を調査する		木山口の治郎兵衛「朝鮮名法奇応丸」薬の看板使用を願出る
		4. 29	二朱判鑄造をやめ、丁銀を新鑄する		このころ売薬業50戸位専業者があった
				9. 8	密通の妻、1日晒となる(後に奴婢)
1789	寛政 元 (1. 25改元)	1—	物価低減を諭告する		新後世弾圧(土地没収、婚姻制限など)
		9. 17	儉約令を発する	8—	降雨による出水

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1789	寛政 元			11.20	石碑(塔)の高さなどを制限する
1790	2	2.25	オランダ人江戸参府5年参ときまる		轟木村絵図成る
1791	3	4—	葬礼仏会の奢侈を禁ずる		洪水のため数日冠水、養父、三根とくに被害多し
		9.2	外国船来航の処置を指示する	2—	田代代官所が一季奉公人についての指示出す
1792	4	3.1	島原大地震		田代に稽古所(東明館の前身)をひらく
		11.12	尊号宣下の議停止する		この秋、大損毛で困窮者でる
1794	6	10.10	儉約令の期限を10ヵ年延長		疫病
1796	8	2—	諸国関所の女手形について令示する	3—	賀島兵介顕彰碑をたてる(太田安生寺) 売薬業者から運上銀の減額方を願いでる
1797	9	11—	対馬近海に外国船出沒する		田代領の年貢徴収を強化
1798	10	12.14	諸藩が米札の乱発を禁ずる		佐賀藩三根、養父に「御試し」として、代官所設置
1799	11	6.14	地方の石灰製造の制限をとく		藩校「東明館」をひらく
1800	12	11.8	本銀を鋳する		佐賀藩大庄屋制をやめ、代官所制をとる (7地域にわけ)
1801	享和 元 (2.5改元)	1—	村入用の節約を命ずる		生子養育の制なる(養育手当米)
		7.19	諸藩の百姓、町人の苗字帯刀許可を禁止する		このころ「基養政鑑」なるか

1802	2	7.1	諸国に洪水		大雨洪水、疫病流行
1803	3			5.22	吉田重房、轟木、田代通行
		9.8	イギリス船長崎に来航		
1804	文化 元 (2.11改元)	9.7	ロシア使節レザノフ長崎にて貿易を要求する		太田南畝、田代に泊る
		9—	町人の武芸練習を禁止する		
1805	2	1.26	ロシア船来航しきり、沿岸の警戒を諸国に要請する	8—	咸宜園塾(前身)日田におこる
		9—	じょうるり 女 浄 瑠璃を禁止する		田代外町地藏堂できる
1807	4	4.5	ロシア人北方えぞに侵入	3—	塾舎「桂林園」(咸宜園)に田代人入門
				8.15	フェートン号事件で責任者2名切腹
1808	5	8.15	英船フェートン号長崎入港、奉行自殺	11—	佐賀藩主、長崎警備フェートン号事件で逼塞を命ぜられる
1809	6		この年より文化14年までオランダ船長崎入港を禁ず		小川島で鯨68頭をとる
1811	8	5.22	朝鮮礼聘を対馬で行なう	8—	佐賀藩と久留米藩の漁民、漁域争いおこる
1812	9	2—	豊前、豊後で打ちこわし起る		藩主義功隠居、義質襲封(12代) 伊能忠敬、領内を測量
1813	10	4—	米会所の設立を命じ、株式(120人)にきまる	3~9	咸宜園入門(千福寺大仲、村山東一郎など)

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1813	文化 10		日田、私塾咸宜園ひらく		幸津天満宮境内の薬師如来像再興 このころ、日田・咸宜園に入門するもの多し。この年、田代領で米札発行
1814	11	6.23	イギリス船長崎入港		
1816	13	2.16	諸国の人口調査	7—	久留米、佐賀藩との藩境界紛争を幕府に訴える 豪潮律師の法篋印塔建立
1817	14	9—	イギリス船浦賀にくる	2.28	宗義質、易地行聘の賞として、松浦、怡土郡ほかを受ける
1818	文政 元 (4.22改元)	4—	諸役人に3年間経費節約を命ずる		浜崎地方、対馬領となる
		12—	本田畑に甘蔗栽培を禁ずる		
1819	2	7—	草字一分判鑄造を命ずる		庄屋俳人古賀梅調の句集「牛あらひ集」なる(牛原村)
1820	3	7—	草文丁銀、小玉銀を鑄造	4—	藩界争い、幕府役入検分し、12月に示談の結果解決する
1821	4	3—	長崎奉行の処置に不満の中国人、奉行所に乱入		このころ田代俳壇さかんになる
1822	5	2.12	全国人口の調査		フィッセル、領内を通行
1823	6	7.6	シーボルト出島に来る		
1825	8	2.18	諸大名に異国船打払いを指令す		このころ、熊本藩の株札をうけ田代売薬があった
1826	9	3.25	シーボルト一行將軍謁見に上る		河内町集落69戸、人口339名

		9.28	百姓、町人の長脇差携行を厳禁		田代領人口13,797人
1827	10	3—	儉約令を発する	2.19	シーボルト、領内を通る
1828	11	2.16	諸国の戸口簿の提出を命ずる		田代俳人による「奉納俳諧連歌」(柚比天満宮) —35名—
		9—	九州各地に洪水		肥前領内、暴風雨高潮で倒家・人馬横死がでる(子年の大風)
		12.18	シーボルト事件おきる		田代銀会所、6種類の銀札を発行する
1829	12	9.25	幕府シーボルトに帰国を命じ、再入国を禁ずる		田代藩札、このころから発達(銀札会所)
		12—	諸寺院の僧侶取締令がでる	5—	広瀬淡窓「東明館」で講義する
1830	天保 元 (12.10改元)	3.26	シーボルト事件の連累者を処罰	6—	旭荘、「東明館」に来講
		5—	江戸商人に御用金を課する	2.7	佐賀藩主に直正(閑叟)相続する(10代) 直正お国入りの第1夜を轟木宿とする
1831	2	2—	輸入菜種、荒物取引を奨励する		
		12.3	諸国に石高調査	1834	基養父ろう屋同業組合の設立
1832	3	11—	諸国に飢饉		
1833	4	12.26	5ヵ年間の儉約令出る		佐賀藩7ヵ年計画で財政建直し案なる
1834	5	1—	米価騰貴	10.14	佐賀藩富くじの発行停止、諸富の遊女廃止
1835	6	9.5	天保通宝鑄造	5.5	佐藤信淵、筑後川治水について久留米藩士に意見をのべる

西 曆	年 号	月日	内 容	月日	県 市
1835	天保 6	12-1	国の絵図作製を命ずる		公儀御目付役田代領を巡検
1836	7	8-1	諸国は天候不順、米価騰貴、各地で打毀しおこる		このころ、田代人の日田遊学さかんとなる
1838	9	2.21	武家諸法度を発布する		藩主義質没
		4. 6	儉約を令達する		夏、田代水害 浜崎領凶作
1839	10	1-1	沿海巡視をおこなう		義章第13代藩主となる
		5.26	百姓の武芸を禁じる		
1841	12	5.15	天保の改革はじまる		皿山代官所より今後5ヵ年小作料1/2減額を命ず
1842	13	6. 4	絵草紙などの出版統制、人情本の禁止	5. 9	義章没、義和襲封(14代)
		7.24	天保の薪水令		俳人素珖尼が太田山安生寺を再建
		7.18	大奥の改革		轟木番所に専任の侍を置く
1843	14	3.15	江戸より人返しのため人別改めを行なう	2-1	榎苗2万5000本田主丸より買入れ栽植(江島村)
1844	弘化 元 (12.2改元)	3-1	仏船琉球に通商を求める		「七宝秘葉書」編さんなる
		7. 2	オランダ軍艦長崎で国書をもって開国をせまる		このころ、熊本藩の株札もった田代売葉人(19名) 広瀬久兵衛の田代銀札会所設置
1845	2	6. 1	幕府オランダ国王に鎖国を返書する		貢米の運搬と船積出の変更方を願出る(平田村庄屋)

1846	3	5.27	米国東インド艦隊浦賀に来る		佐賀藩火術方を設ける(砲術、銃器)
				5.11	法華宗信仰の禁止の令
1847	4	3-1	薩摩藩、琉球の外国貿易を認める	9. 1	吉田松陰が轟木宿を通過
		6.26	オランダ船長崎に来航	12-1	田代代官所改築の議がおこる
1848	嘉永 元 (2.28改元)	3-1	外国船、対馬、五島沿岸に出没		佐賀藩、火縄銃を新式銃にかえる
				7-1	代官所建物起工式
				11.23	平田大江田代代官役発令
1849	2	12.25	諸大名に沿岸警備を厳にするよう指令する		このころ、熊本藩の田代売葉人27名となる
				4-1	平田大江、田代着任
					犬丸市之助が初めて白蠟を輸出
1850	3	4. 5	朝廷攘夷祈禱を行なう		佐賀藩、反射炉築造、大砲鑄造
		5. 9	海防掛の機密を指令		犬丸市之助、榎苗木2万本買入れ
1851	4	12-1	素人の諸国物産売を厳禁	1-1	田代代官所建物の改築落成
1852	5	6.24	ロシア船下田に入港		瓜生野銀札発行(翌春には停止)
		9.22	明治天皇ご誕生	11.10	佐賀藩精煉方を設くる 生蠟会所を設け、日田商人支配となる 製ろうを長崎会所を通じ外国へ輸出

西 曆	年 号	月日	内 容	月日	県 市
1853	嘉永 6	6. 3	ペリー浦賀に来航	8. 15	幕府大砲50門を佐賀藩に注文する
		9. 15	大船建造の禁をとく	9—	城戸村宗門改め
		9—	幕府、オランダに軍艦、兵器などを注文する	12. 5	川路聖謨、田代に泊る
		12. 5	プチャーン長崎入港	12. 6	筒井政憲、田代に泊る
1854	安政 元 (11. 27改元)	3. 3	日米和親条約に調印	8—	瓜生野町で信者集会を密告され19人捕えられる
		8. 23	日英和親条約に調印	11—	佐賀藩、蒸気機関製造の見とおしつく
		9. 29	武家諸法度を改定する		
		12. 21	日露和親条約に調印		
1855	2	3. 3	梵鐘を大砲に改鑄の令をだす	3. 24	かくし念仏信者 3, 227 人逮捕、のち流島(対馬)追放などの処刑
		3. 18	仏軍艦長崎に入港	8. 1	佐賀藩、蒸気車・蒸気船の模型つくる
		6. 8	オランダ国王「観光丸」を幕府に贈る		
		12. 23	日蘭和親条約調印		
1856	3	3. 12	洋式訓練を行なう		対馬藩、継嗣騒動おこる
		7. 3	米総領事ハリス着任		
1857	4	4. 11	軍艦教授所を設ける	10. 1	佐賀藩オランダから飛雲丸を購入する
1858	5	3. 20	朝廷条約調印拒否を勅答	10. 9	佐賀藩オランダから電流丸を購入
		6. 19	日米通商条約など調印する	2—	俳人門司交月の追善俳諧連歌を催す

1859	6	7. 8	外国奉行がおかれる	9—	田代借財払潰し、産物取開き主向令
		8. 10	日蘭、日露(11日)条約を調印		
		9. 3	日仏条約に調印		
		5. 28	神奈川、函館、長崎を開港する	3—	主法方役所建築はじまる
1860	万延 元 (3. 18改元)	6. 26	舶来武器の購入を許可する	6—	製産場晒蠟はじまる
		8. 6	外人に不法を加えることを厳禁する	12. 28	幕府観光丸を佐賀藩にあずける
		10. 27	安政の大獄		イギリス軍艦対馬にきて測量をはじめる
		1. 13	威臨丸アメリカに向かう	2—	ひょう降る、うめぼし程の大きさ鳩死ぬ(高良山文書)
1861	文久 元 (3. 19改元)	3. 3	桜田門外の変	4—	千栗堤防の土居決潰し被害大
		11. 1	皇妹和宮降嫁を発表	4. 17	主向方に銀札発行方の令
				11. 19	対馬藩目付役、世情調べに来田
				11. 21	田代三郷両町より藩政改革の強願がでる
1861	文久 元 (3. 19改元)			12. 12	田代領上郷農民の強訴
		2. 3	ロシア軍艦対馬占領を意図に停泊する	1. 10	対馬から三目付、田代に入る
		7. 23	英艦対馬の露艦退去を要求	2. 3	ロシア軍艦対馬浅茅湾に入港停泊
		10. 20	和宮江戸へ	4. 28	ロシア軍艦入港のため田代領より代官以下出兵する(総員316名、天本保則日記)
				11. 20	直正隠居、直大襲封(11代佐賀藩主)

西 暦	年 号	月日	内 容	月日	県 市
1861	文久 元	11.13	ヒュースケン事件に1万ドル賠償支払う	7.28	田代衆、帰還(天本保則日記)
				8.23	平田大江、田代役、印判役罷免さる
				10.13	田代主法方廃止となる
1862	2	1.15	坂下門外の変	1.	田代地役衆、牢居などの処置
		2.11	将軍家茂と和宮結婚される	2.21	平田大江改易牢居
		7.6	一橋慶喜、将軍後見職につく	7—	対州義士党脱藩して江戸へ(43人)
		8.21	生麦事件		対馬藩と長州藩の同盟成立
		8.1	松平氏、京都守護職に就任	12.19	鍋島直正参内し、攘夷の勅命をうける
		11.2	幕府、攘夷の奉勅を決定する	12.25	藩主、義達襲封 田代、轟木宿へ浪花講定宿
1863	3	5.10	長州藩、下関で米艦を砲撃	1—	平田ら、田代役へ再任
		6.7	奇兵隊編成	5.5	大江家老、平田主米田代役となる
		7.2	薩摩藩、英国艦隊と交戦	12—	緒方仙八ら処刑
1864	元治 元 (2.3改元)	6.5	池田屋事件	7.19	青木、津田2氏戦死
		7.19	蛤御門の変	9.12	佐賀藩、英国蒸気船甲子丸を購入
		8.5	4ヵ国連合艦隊下関砲撃	10.13	勝井五八郎、尊攘派の大浦党藩士を弾圧 (死罪多数)
		8.12	長州征伐(第一次)		
		9.1	参勤交代制を復活させる	11.18	高杉晋作、田代にて同志と謀議す
		12.16	長州の士ら下関に挙兵		

1865	慶応 元 (4.8改元)	4.12	幕府諸藩に長州再征を命ずる	1.18	対馬藩より佐賀藩へ軍艦借用の申込あり、これを断わる
		5.14	スイスと条約書を交換	1.28	平田主米、田代役を免ぜらる
		9.16	英米仏蘭、兵庫開港をせまる	5.2	勝井五八郎殺害される
1866	2	1.21	薩長同盟成立	11.11	平田大江、命により斬殺され、翌12日主米自裁
		6.7	第二次長州征伐	2.22	将軍家茂、親書をもって直正の上坂をうながす
1867	3	5.25	兵庫開港の勅許	1.18	徳川慶喜、直正の上京を求める
		7.19	諸国関門通行規定を命ずる	6.20	平田主殿、田代役となる
		8.5	幕府山城国を朝廷に献上する	10.15	伝奏により将軍大政返上を伝え、直正の上京を求める
		12.9	王政復古の大号令でる		

—明治以降—

西 曆	年 号	月日	国	内	月日	県	市
1868	明治 元 (9.8 改元)	3.14	五ヶ条の御誓文発布		5.15	佐賀藩のアームストロング砲、上野戦争で威力を示す	
		7.17	「江戸」を「東京」と改める				
		9. 8	明治と改元する（一世一元の制）				
1869	2	1.20	薩長土肥4藩主、版籍奉還を上奏する		1—	藩制改革に着手し、6.17鍋島直大版籍奉還許可される 士族耕作等の制限令で 郷村時の村を統合する（巖原藩編入） 田代売薬業者80名となる 八坂甚八（轟木）八坂丸を建造して舟運送業はじむ	
		6.17	版籍奉還				
		9.10	藩制改革の断行を布告する				
		12.25	府藩県私製の紙幣を禁止する				
		12.25	東京・横浜間電信開通				
1870	3	2.22	府藩県に外債・起債の禁止を通達する		6.22	佐賀藩、日進丸を政府へ献上	
		5.28	集議院開会、藩制などを諮問		6—	佐賀常備隊を編成（海軍々艦2隻、陸軍580名、砲6門）	
		5—	藩県に管下の石高・戸口を録上させる		10—	田畑統一金納化となる	
		9.10	藩制改革要項をきめる		11: 5	藩士の課程（就学、兵役の義務等）定める	
		12.	売薬取締規則公布				
1871	4	2.15	大阪造幣寮開業				
		4. 4	戸籍法制定		7—	区画設定により区役員をおく（大区一戸長2副長5、小区一組長2）	
		5.10	新貨条例を制定		7.27	養父、三根、神埼3郡の県庁出張所を神埼におく	
		7.14	廃藩置県の詔書だされる		8.27	剣柔道両師範役を廃止する	

西 曆	年 号	月日	内 容	月日	県 市
1872	明治 4	9. 3	田畑勝手作りを許可さる	9. 4	佐賀県を伊万里県と改め、巖原県（対馬）を併合する
		11. 2	知県事を県令として参事を府県におく（3府72県）	9.18	芸妓、酌取女の解放令を布達する
	5	2.15	田畑永代売買の許可	12.19	県治条例を制定する
			戸長・副戸長等設置	12—	轟木村に郵便取扱所をおく
			地券交付	5.29	伊万里県を佐賀県と改称する
			売薬取締規則廃止	5—	旧田代領、巖原県廃止に伴い佐賀県に編入（8月）
			学制頒布	5—	基肄、養父、三根3郡1大区として庄屋、代官制を廃し戸長、副戸長をおく
			国樹を廃止し、京樹ときめる	7.25	女性の学校入学が許可される
			新橋、横浜間鉄道開通	8—	害虫発生、「虫追」行事の許可を出願
			太陽暦採用を布告する	10.29	佐賀藩紙幣74匁8分を1円の価格にきめる 観光小学校分校をおく
			国立銀行条例を定める		
			徴兵令布告される		
			日本坑法公布（9月施行）	1.19	県内に羅卒（巡查）をおく
1873	6	7.20	地租改正条例の公布	3—	基肄郡（基山・基里・田代）を田代学区、養父郡（轟木・麓・旭）を第1・2学区と称す
		7.28	江藤新平、副島種臣ら、下野		
		10—			

1874	7	11.10	内務省設置	6—	干害でる
		11.24	征韓論争大いにおこる	8—	戸長、副戸長を区長、副区長に改む
		1.17	民選議院設立の建白書でる	8.25	郵便を辺地に速く配達するよう厳達
		2.	佐賀の乱おこる	10—	天然痘流行
		2. 6	台湾征討、閣議で決定		売薬が願書による届出制となる
		2. 6	台湾征討、閣議で決定	1.13	人力車、荷車の賦金1年に50銭ときまる
		3.28	秩禄公債証書条例制定	1.16	征韓・憂国党、江藤新平らを推してたつ
		5. 2	地方官会議開催の詔勅・議院憲法の制定	2.22	（旭町）朝日山周辺で佐賀軍と官軍激戦、大久保利通、轟木に5日間留まる
		10.31	清国と台湾問題の条款調印	2—	佐賀県庁が陥落、仮庁舎を轟木村に仮設（3月1日は佐賀へ移る）
		1875	8	2.20	煙草税制定（9月実施）
4.14	元老院・大審院・地方官会議を設け、漸次立憲政体樹立の詔勅			3—	大、小区々画改正、鳥栖地方は第3大区（4小区に区画）
				4.13	江藤新平、島義勇ら梟首刑
				8.18	田代に習成小学校開設（教師4名、生徒165名）
				8.20	暴風雨災害おこる

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1876	明治 8	6.20	第1回地方官会議 (7.17日閉会)	3.31	轟木宿に警官分配所 (羅卒駐在)
		6.28	讒謗律・新聞紙条例の制定	5—	観光小学校 (轟木村) 村田小学校 (村田村) ひらく
	9	3.28	廃刀令でる	7—	習成小学校を田代小学校と改称
				11—	牛原村、立石村、河内村に陶土坑をひらく
				1—	郡下に村組合立6校、分校1校
				1—	3郡 (基山町を含む) 戸数 4,098戸、人口21,901人
				2.25	地租改正にかかる
				4.18	佐賀県を三潯県に併合する
				5—	製菓免許手続を公布
				8.21	三潯県を廃し、長崎県に併合する
1877	10	10.24	神風連の乱 (熊本)	9. 8	佐賀に長崎県支庁を設置 地租改正 (米納が金納となる)
				1. 4	地租率3/100を2.5/100とする
				2.15	西南の役おこる
				5. 3	佐野常民ら博愛社をおこす (日本赤十字社のおこり)
				1—	売薬規則公布
1878	11	8.21	第1回内国勸業博覧会 (東京)	1—	このころ瓜生野町に製菓工場できる
				9.24	西南の役おわる (西郷隆盛ら自刃)
				10—	コレラ全国に流行 (死者6,800人)
				3.13	東京商法議所設立
				4.10	第2回地方官会議をひらく
				5—	薬舗主試験概則を公布
				7.22	三新法制定
				11—	米価不作のため石7円30銭となる
				11—	長崎に司薬場ができる
				4—	田代売薬人146人が廃業届
1879	12	3.20	最初の東京府会ひらく	1—	第1回長崎県会議員選挙
				5—	「螟虫駆除法」が示達される
				6—	轟木に公立上等観光小学校開校 (生徒3名)
				10.18	県令官事振興を公布する
				10.28	佐賀・巖原両支庁とも廃止する
				10.31	郡区町村編成法施行により、基肆・養父・三根各郡の郡役所を轟木駅におく (初代郡長・朝長東九郎)
				3. 6	長崎県町村会規則布達
				3.22	長崎県会開会
				4—	郡役所、戸長役場できる (轟木町)
				4—	原古賀を轟木村から分離、立石村へ
4—	河内へ田代小学校付属分校が設立 麓村役場を宿村100番戸におく				
5.19	酒井西、同東、飯田の3ヵ村連合村会を設置				
6. 5	3日間第1回の連合村会ひらく (18名)				

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1880	明治 12			7.31	長崎県町村連合会規則布達される
				8—	県下にコレラ流行
	13	2. 5	第3回地方官会議ひらく	9.18	長崎博覧会で犬丸市郎次、原六助一等賞
				4—	県下各地で町村会ひらかれる
				4. 5	集会条例を制定
				4—	轟木、日子神社に石燈籠と反橋できる
				5.28	府県に農事会・共進会の開設を勧める
				11—	酒井村小作人と地主（八坂甚八）との小作争議（上納米軽減要求）
				11—	政府、紙幣の整理にかかる
				12.28	教育令を改正
	1881	14	1.31	1—	養父郡立石、牛原、宿の3ヵ村々会を設置
				4. 6	大日本農会を設立
4. 7				農商務省を新設	
6.16				豪雨による洪水	
10.12				国会開設の詔書	
6.30				長崎県議会ひらく	
10—				自由党結成	
10—				東京ガス会社設立	
1882	15	1. 4	11.11	日本鉄道会社創立	
			9.26	県下に暴風雨の被害	
1882	15	1. 4	2—	佐賀県再置運動おこる	
			6.27	日本銀行条例制定（10.10開業）	
			3—	薬舗薬種商取締規則を公布	
			12.11	為替手形、約束手形条例の制定	
			6.24	大雨で増水、冠水	
1883	16	5.25	10—	轟木、田代の学区「小学校生徒褒賞規則」を制定	
			12—	巡査の帯剣はじまる	
			11—	売薬印紙税則を公布 田代、村田に郵便局開設	
			12—	轟木郵便局で貯金の取扱を始める この年、市域での生ろうの生産 48 万 3000斤	
			5. 9	長崎県より分離して、佐賀県となる	
1884	17	2—	7. 1	佐賀県庁開庁される	
			5. 7	公選戸長を官選に変更	
			9. 5	佐賀県開会、県会議員選挙手続制定される	
1885	18	4.18	9—	県下に暴風雨 県会議員定員（三根1名、基肆1名、養父2名）となる	
			2—	日本鉱業会成立	
			5.15	戸長を官選とする	
			5. 7	公選戸長を官選に変更	
1885	18	4.18	6.25	大暴風雨、疫病はやる この年県庁役人洋服着用となる	
			8.25	大暴風雨	
			8.24	「佐賀新聞」第1号発刊	
1885	18	4.18	1—	下野村、筑後川内センダン島掘り除く	
			5. 9	日本銀行兌換銀行券発行	
			5.13	田代、水屋間の新道工事（現在の3号線か）がはじまり、郡内から毎日、5、6000人が人夫に出る	
1885	18	4.18	10. 1	日本郵船会社開業	

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1886	明治 18	12.22	太政官を廃し、内閣制度を設ける 宮中顧問官・内大臣をおく	6.20	6月15日來の雨で千歳川(旧筑後川) 沿岸の部落に水害
				8.25	新道工事、水屋渡(千歳橋)で開道式
	19	1.4	正貨兌換を始める	10—	酒井西町共有の船を製造(現存の最古)
				3—	田園害虫予防規則公布
				3.1	帝国大学令を公布
				4.10	師範学校令・小学校令・中学校令の公布
				7.5	東京電燈会社開業
				7.13	日本標準時の決定(東経135度子午線)
				10.22	ノルマントン号沈没事件
				4.1	轟木村の分署、警察署となる(元中 学校、前郡役所を使用、巡查24名、内5 名は東尾分署勤務)
1887	20	5.19	博愛社を日本赤十字社と改称する 7— 政府の条約改正案反対運動おこる 12.25 大同団結運動、保安条例 12.28 新聞紙条例、出版条例を改正	6.25	田代新道、国道編入となる
				8.31	江島村ほか二村戸長役場の開場式 田代高等小学校設立 このころ、田代売薬同業懇談会を結成
				12.14	輸出米検査規則制定
				1—	第3回県会議員半数を改選
				1—	福岡、佐賀、熊本三県の民間有志を募り 「九州鉄道会社創立願」を出す
				3—	基肄、養父、三根3郡連合勸業会決議 なる

1888

21

4.25 市町村制法公布
4.30 枢密院設置
4— 米価暴落、株価暴騰
11.26 各国と条約改正交渉はじまる
12.4 全国3府43県となる

6.1 千歳川工事着手
6— 轟木、日子神社に鳥居建つ
7.12 大雨洪水
8.3 県立測候所設立
11.25 通常県会ひらく
11— 製薬取締規則および薬舗及薬種商取締規則
を改正
12.28 県庁舎落成、開庁式
3— 師範学校に女教員養成所を設く
5.20 村田で競馬場開場式
5— 幸津村に農談会結成(会員80余名)
8.15 九州鉄道株式会社設立し発足(博多・久留
米間第3工区)
9.29 田代尋常小学校園部分校、開校式
9— 田代一原田間道路開通
この年、チブス、コレラ発生、郡下で
患者50名、死者6名
この年、田代村に(永吉、柚比、神辺、
萱方の各村合併)
9— 佐賀県下の字図調整

1889

22

2.11 大日本帝国憲法、衆議院議員選挙法、
公布さる
3.22 土地台帳規則公布(地券廃止)

1.2 養父郡原古賀村大火50余戸焼失
4.1 新村誕生(田代、基山、基里、轟木、
麓、旭各村)同時に村役場を設ける

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1890	明治 22	4. 1	市制、町村制法施行さる	4—	初の知事、市町村長選挙
		7. 1	東海道本線全通	4.25	基里村第1回村会議員選挙投票(1、2級議員12名、投票数861票)
		7.31	土地収用法公布	5. 8	轟木村、有給村長を選ぶ(八坂甚八)、12月2日辞退願を出す
		12.11	博多・久留米間鉄道開通(35.7キロ)	7.17 ~19	大雨による洪水、家屋浸水多し
		12—	年末より恐慌状態始まる	7.26	田代村会で、区長条例、委員条例(学事、勸業土木、兵事衛生を定める)
	23	5.17	府県制・郡制の公布	7—	28日に地震、水害でる
		6. 6	大日本労働者同盟会結成	12.11	田代、鳥栖駅開業する(博多・千歳川一仮駅一間35.4キロ)この年河内村戸数63戸
		7. 1	第1回衆議院議員総選挙	3. 1	千歳川橋梁完工(仮駅・久留米間)開通
		9.12	商業会議所条例公布		この年の轟木村歳入歳出額1789円84銭
		9.15	立憲自由党結成	4. 2	基里村、戸別税賦課を一率税賦課から4区分したいと上申
		10.30	教育勅語発布	9.23	大暴風雨(6~7月から)
		11.25	第1回帝国議会開会	11—	轟木村に郵便局設置
				12. 9	県に直税署、間税署をおく 県に農事巡回教師をおく この年コレラ・赤痢が流行(コレラによる死亡10月8日まで627名)

1891	24	3.24	度量衡法公布	12.11	鉄道開業式(博多一鳥栖間69分、運賃23銭)
		3.27	海運造兵廠条例公布	6.24	轟木村村会協議会で、尋常小学校の校舍新築を議決 この年基肆、養父、三根3郡の生蠟生産約30万斤か
		5. 6	松方内閣成立	7—	暴風洪水赤痢多く出る
		5.11	大津事件	7—	地価修正論・県内にひろがる
		12.25	第2議会解散	8.20	監獄署の機構改革
1892	25	1.28	選挙大干渉はじまる	8.20	鳥栖一佐賀間鉄道開業(25.0キロ)運賃20銭
		2.15	第2回総選挙	8—	田代の北村壮平が「蚊遣香」を考案、製造
		4.17	大日本蚕糸会を設立	2—	県下で選挙の干渉でさわぐ
		6.21	鉄道敷設法公布	4—	各地で地価修正運動おこる
		7.20	選挙干渉の知事らを変更	6. 1	組合立(田代、基山、基里3村)田代高等小学校を開校
1893	26	1.12	衆議院、軍艦建造費を否決		小学校に併置の高等科を分離、基里、朝陽(旭)、轟木、麓、基山に尋常小学校が開校
				11—	佐賀県農会創立(1,000名)
				5—	干害

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市	
1894	明治 26	2. 7	衆議院、内閣弾劾上奏案可決	6—	山浦に小学校々舎新築なる 組合立(轟木、旭、麓)精高等小学校 を設立(4年制)	
		10. 31	文官任用令を公布	7—	郵便局の小包郵便の取扱はじまる	
				10. 14	暴風雨(県下被害死者5、重軽傷44、行方 不明128)	
				10—	ウンカの発生で大虫害 田代に水騒動、太田妙室光尼の調停で 治まる	
		27	3. 1	第3回総選挙	3. 15	第6回県会議員半数を改選
			4. 2	日英通商条約改正交渉はじまる	3—	郵便局で電報の取扱はじまる
			6. 5	大本営開設	3—	売薬営業人売薬印紙交換心得および売薬印 紙交換規則取扱心得を公布
			6. 12	実業教育費国庫補助法の公布		この年田代の区画を改正(5区を8区に)
			8. 1	清国に宣戦布告		売薬「奇神丹」売り込みに成功
			8. 16	軍事公債条例の公布	6—	県下に蛾の点火誘殺を実施する
1895	28	9. 1	第4回総選挙	12—	この月肥前米下落する	
		4. 17	日清講和条約に調印			
		4. 29	三国干渉受入れをきめる			
		8—	大阪で初の活動写真を興業する			
		10. 31	第1回清国賠償金7,000万円			
1896	29	1. 1	西部標準時実施(東経120°)	2—	県農会設立(会員27名)	
		1. 6	台湾討伐に出兵			
		3. 16	全国に12個師団、近衛師団をおく	3. 11	基里村会「地租賦課ニ関スル議決」を 提案	
1897	30	3. 28	営業税法、酒造税法、葉タバコ専売法 の公布	4. 1	三根、養父、基肄3郡を合併し、三養基郡 とする	
		3. 29	貨幣法公布(金本位制) 10.1実施	9—	基里村役場新築落成 轟木郵便局を移転(秋葉町120番地へ)	
		6. 1	八幡製鉄所開業			
1898	31	9—	この月米価騰貴し、各地に米騒動			
		3. 15	第5回総選挙	1—	長崎本線全通する 三養基郡葉業同盟会を結成 売薬人 119名	
		6. 30	第1次大隈内閣成立			
		7. 1	日本美術院創立	5—	三養基郡農会農事改良の方針を決定	
1899	32	8. 10	第6回総選挙		犬丸家が白蠟をパリ博覧会に出品	
		3. 16	府県制、郡制改正	9. 25	第9回県会議員選挙	
		3. 22	耕地整理法公布			
		6. 9	農会法公布		轟木尋常小学校で、修身科に毎月1回 教育勅語についての訓話を行なう	
		8. 3	私立学校令公布			
1900	33	3. 7	重要物産同業組合法、産業組合法公布	1. 1	年賀郵便、特別扱い制度はじまる 高田、安楽寺地区に洪水	
		3. 10	治安警察法公布	4—	各郡農会改良型苗代法を奨励する	
		9. 15	立憲政友会結成	6—	八坂銀行(資本金15万)改組設立	

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市	
1901	明治 33	10.19	伊藤内閣成立（政党内閣）	8—	県蚕糸協会（加盟者1,940名）設立	
				10—	陸軍大演習のため、道路改修しきり	
				12.7	県会騒擾おこる	
	34	3.2	愛国婦人会創立	4.13	轟木村会の議員定数6名ふえ18名となる	
				4—	麓村役場を山浦字郷町2319番地へ移す	
				8—	米価で大暴動	
				6.4	害虫発生、被害甚だし	
				6.18	県立各学校の名称変更	
	1902	35	11.18	八幡製鉄所創業	6.18	轟木、真木村で地主共同65ヘクタールの機械揚水 この年、轟木尋常小学校卒業生（男50人、女39人） この年、轟木村の内の藤木区を分け東町となる
1902	35	1.30	日英同盟協約	2.25	肥前農談総集会	
				2.16	最初の普選法案提出され否決	
				3—	蒸気精米所県下各地に出現	
				5.8	台湾島民を日本国籍に編入	
				4—	河内小学校独立	
				6.14	台湾糖業奨励規則制定	
				7—	県下にコレラ発生、集会禁止令でる	
7.1	商業会議所法、漁業法実施	7—	基里村に地主組合結成			
8.10	第7回総選挙	8.10	総選挙5名（当選）			

1903	36	12.1	10年ごとに国勢調査施行を公布	8—	基里小学校改築、大木川橋架設		
				9—	郡長「三養基郡地主農事講習会組織協議案」を配布		
					郡内に耕地整理法（明治33年）による区画整理はじまる（北茂安村江口）		
					肥前木ろう同業組合発足		
				1—	害虫駆除の命令でる		
				3.1	総選挙5名当選		
				3.3	三養基郡藍染業組合規約なる		
				4—	県畜産組合設立		
				5.30	内地樟脳専売開始		鳥栖駅構内拡張され、駅舎移転、同時に運輸、保線、機関庫の事務所開設 この年、轟木校区人口5,329、戸数889
				10.10		12—	久光兄弟合資会社設立（資本金1,500円）
1904	37	2.10	ロシアに宣戦布告する	3.10	軍隊慰問袋の寄贈郡内1,338コとなる 日露戦争出征兵100余名（轟木村）		
				2—	大日本産業組合中央館設立		
				3.1	第9回総選挙		
				3.4	帝国軍人援護会創立		
				4.1	タバコ専売法公布		
				5.8	戦勝祝賀行列、暴動化する	6.5	三養基郡戦没軍人招魂祭行なわる
				3—	戦時農業への告諭公布される		
				4.25	下野地区浸水		
				5.1	三養基郡内、日本赤十字社員868名		

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市		
1905	明治 37	8.22	日韓協約調印 (第1次)	6.23	県下に4日間豪雨、被害でる		
				6—	各村で、幻燈による衛生講話がひらかれる		
	6.24			水害、堤防決潰			
	8. 1			九州仏教連合会夏期講習会ひらかれる			
	10. 5			日露戦役、戦死傷者発表される			
	11.26			三養基郡実業同志会発会す			
	38			1. 1	塩専売法公布	3—	三養基郡内の義勇艦隊義金募集額7,399円となる
				1. 2	旅順開城、市況にわかに活発	4. 1	鳥栖尋常小学校の高田分教場開校
				3. 8	鉱業法公布	4. 1	徴兵検査施行 (5日抽せん日) 轟木村妙覚寺
				3.10	奉天会戦	4.14	三養基郡農談会
5.27		日本海々戦	5—	小学校児童に螟虫採卵奨励			
8.12		日英同盟調印 (第2次)	10. 1	日露講和反対県民大会			
9. 5		日露講和条約調印					
1—		日本社会党結成					
1906	39	3. 1	郵便振替貯金の実施	4—	鳥栖町立鳥栖女学校創設		
		3.15	東京で電車賃値上げ反対デモ	5.27	三養基郡害虫駆除		
		3.31	鉄道国有法公布	11—	鳥栖機関庫落成 千歳川水門完成		

1907	40	6. 1	日露講和条約		出征兵士帰還
		12. 5	年賀郵便創設		このころ、綿織物業さかん(三養基織)
		2. 4	足尾銅山暴動、軍隊出動する	2.10	県下に大雪害でる
		2.22	日本社会党へ解散命令	3—	鳥栖町々制施行 (人口3,700人) 精高等小学校を廃し、轟木尋常小学校と改称する
		3.21	小学校令改正 (義務教育6年制)		鳥栖町役場移転
		5—	九州鉄道、国有となる		鳥栖郵便局 (3等局) と改称する
		6.15	樺太庁開庁	7.31	県庁機構改革を行なう
		7.24	日韓新協約成立		この年佐賀県の米反収 (36~40年平均) 九州管内第1位となる
				9. 6	三養基郡農事試験場を同郡農会へ移管 田代町内、はぜの木2万2千本
				9.22	新浜地区耕地整理、灌水機落成
1908	41	3.16	増税法の公布	1.10	本県模範農業家として、基里ほか6名受賞
		5.15	第10回総選挙	2. 1	旭村地区耕地整理
		7.14	第2次桂内閣成立	4—	三養基郡、郡内農政七大要綱を示す
		10.13	戊申詔書の渙発		
1909	42	4. 5	特許、実用新案法の公布	1.30	麓村在郷軍人団を組織す (会員125名)
		4.14	種痘法の公布	3.19	第12回県会議員選挙
		5. 6	新聞法の公布	6. 1	国有林野売払公告 (麓村)

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市		
1910	明治 42	10.26	伊藤博文暗殺さる (ハルピン)		鳥栖尋常小学校に高等科を併置、鳥栖尋常高等小学校と改称する		
		11.1	市内の特別郵便開始		旭尋常高等小学校新築なる		
	43			この年日本の生糸輸出高、世界第1位となる	6.12	県下に豪雨被害でる (再度9/6日)	
					8—	麓村青年会を組織 (15才以上~30才以下)	
					11.15	轟木信用購買組合設立 (無限責任、組員50人)	
				1.7	産業組合中央会設立	2.10	蔵ノ上信用購買販売組合設立 (組員78人)
				3.7	立憲国民党結成		鳥栖町役場に電話はじめて開設
				3.25	地租条例登録税改正		(鳥栖、旭、麓) 組合立伝染病院付属火葬場を設置
				6.1	幸徳秋水大逆事件		田代ほか組合立尋常小学校に高等科併置
				8.22	韓国併合条約、朝鮮と改称する	4—	轟木川河口に水門完成
				11.3	帝国在郷軍人会設立		5ヶ町村組合立女学校設立
				11.29	白瀬中尉南極探検に出発する		マルハン石鹼、日の本製造所設置
	12.	政府、広軌鉄道計画を発表	6.12	県下に豪雨、被害でる			
1911	44	1.6	カリフォルニアで排日運動おこる				
		2.11	修正日米通商航海条約調印	3.29	原古賀信用購買販売組合設立		

1912	大正 元 7.30改元	2.13	南北朝正閏問題で南朝を正統と認めることにきまる	3—	基里村青年団設立
		3.29	蚕糸業法、工場法の公布		陸軍大演習のため、鳥栖町近傍に軍隊民宿
		4.1	朝鮮への輸出税を廃止する		片倉組、鳥栖に乾繭所を設置
		7.13	日英同盟協約調印 (第3次)		原古賀村に信用購買販売組合、鳥栖に無限責任、三養基信用購買、販売組合を設立 (組合員21名)
		8.30	第2次西園寺内閣成立 (政友会)		
		1.1	東京市電ストライキ	2.22	三養基郡長更迭
		3.29	呉海軍工廠ストライキおこる	3—	九州鉄道管内、各駅格付け、鳥栖2等駅となる
		5.15	第11回総選挙 (6名)	4.27	鳥栖町日本赤十字社第1回総会 (会員232名)
		7.30	明治天皇崩御	5.29	三養基郡教育会総会ひらく
		8.1	日本労働総同盟友愛会設立	6.27	鳥栖尋常高等小学校々舎落成
		9.13	明治天皇大葬、乃木希典大将殉死	7.24	八坂、四阿屋神社で明治天皇の御平癒祈願執行
			この年6~7月にかけて米価騰貴	7.30	明治天皇崩御のため、たこあげ、野球、テニスなどが禁止
		12.21	第3次桂内閣成立	7.31	杵島郡で、明治天皇に割腹殉死の元村長あり
				10.24	牛原信用購買販売組合設立
				10—	田代、柚比、荻野地区に神山、安永田の堤防をつくる

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市		
1913	大正 2	1.19	国民党大会で内閣弾劾決議す	2. 3	害虫駆除励行組合に駆除費奨励金 (51円) てる		
		2.10	護憲運動ひろがり始める	2. 6	愛国婦人会三養基郡支部会員644名 宮入慶三郎博士、日本住血吸虫中間宿主を発見 (宮入貝)		
		2.20	山本権兵衛内閣成立	2—	郡内各町村で蚕業講習会ひかる		
		7. 1	朝鮮米移入税をやめる	3.19	県会議員選挙		
		9. 1	南京事件おこる	4.26	町村会議員当選 (鳥栖1級9名、2級9名、他村1級6名、2級6名)		
		10. 6	中華民国を承認する	4—	鳥栖町役場新築落成 (大字藤木 880 番地に移転)		
		10. 7	日本実業協会設立	5.20	三養基郡長更迭		
		11—	徳川慶喜 (最後の将軍) 没す	6—	鳥栖片倉製糸紡績工場操業		
		12.23	立憲同志会結成 (年末人口52,911,800人)	11.10	佐賀図書館落成		
		1914	3	1.12	桜島の大噴火おこる	3—	5ヶ町村組合立鳥栖女学校廃止さる
				4.16	第2次大隈内閣成立	4—	米穀取締規則(米1俵4斗入りとする)公布
				7.28	第1次世界大戦おこる		
8.23	ドイツに宣戦布告						
11. 7	青島占領し陥落する			7—	佐賀県に自動車5台保有 (全国1,000台余)		
1915	4	1.18	対華21ヶ条要求する				

1916	5	1.25	米価調節令の実施	8.31	県下到大洪水
		3.25	第12回衆議院総選挙		
		8.10	第2次大隈内閣成立		青島陥落、全町民あげて提灯行列
		9—	米価大暴落		
		11.30	日仏英伊露5ヶ国宣言に調印	11.23	鳥栖製糸落成 (片倉組)
		7. 3	第4次日露協約に調印	8—	県下にコレラ発生
		9. 1	工場法施行	8.11	鳥栖町青年団結成さる
		10. 1	簡易生命保険法施行	11—	大正天皇、朝日山で陸軍大演習統監 鳥栖小学校で宿泊
		10. 9	寺内内閣成立		
		11—	うどんそば値上げ4銭となる (東京)		
		12. 3	ドイツ休戦申入れ、株価暴落		年末、鳥栖町人口(8,514人、戸数1,298)
		1917	6	4.20	第13回衆議院総選挙
7.21	農業倉庫業法公布			8.18	町村役場書記採用規程 (初任給8~15円)
9. 1	物価調節令、暴利取締令制定			10—	穀物検査、県営で実施 (県穀物検査所)
9.12	金貨、金地金輸出禁止				
10.14	小学校に御真影配布 この年労働争議298件おこる			11—	日の本石鹼会社鳥栖工場が大木川上流に導水路を築造
1918	7		米価高騰 (石当り1月25円、3月26円、4月27円)	8.20	米騒動県下にもおよぶ

西 曆	年 号	月 日	内 容	月 日	県 市	
1919	大正 7	4.17	軍需工業動員法公布 (6.1実施)	10—	流行性感冒 (スペインかぜ) 県下死亡1,693名	
		6.10	貴族院全国多額納税議員総選挙			
		7.31	米価大暴騰			
		8—	各地で米騒動、軍隊出動して鎮める			
		8. 2	政府シベリア出兵を宣言	12—		
		12. 4	東京市乗合自動車の試運転		中央軌道会社創立 (鳥栖～田代～小郡間軌道)	
		8	1—	流行性感冒全国に流行する	5—	鳥栖実業補習学校を設立 (農業補習)
			4. 5	開墾助成法・都市計画法の公布	8. 1	新聞代値上げ
			6.28	対独講和の成立 (ベルサイユ条約)		
			11.28	1年志願兵、現役兵条例公布		
1920	9	2. 4	八幡製鉄大争議スト	1.22	神辺信用購買販売組合設立 (有限責任) 日清製粉鳥栖工場操業 基里村処女会発会 (昭和2.10女子青年団と改称) 鳥栖町の水争いおこる 県下にコレラ発生	
		2—	東京市街自動車、初の女性車掌を採用			
		5. 2	最初のメーデー (15労組、1万名)			
		5.15	第14回衆議院総選挙			
		6.10	最初の「時の記念日」	7.24		
		10. 1	第1回国勢調査 (総人口7,698万8人)	7—		

1921	10	4—	この月、米穀法、国有財産法、航空法、メートル法等公布される	1—	鳥栖商工会創立
		4.12	郡制廃止法公布 (大正12.4施行)	3—	県会議員選挙
		6—	通俗教育を社会教育と改称	4. 1	鹿児島本線田代～鳥栖間複線化する 田代～基山間複線化する
		11. 4	原敬首相、刺殺される (東京駅)	7. 5	
		11.29	最初の日本式潜水艦進水		
1922	11	12.10	日英米仏4ヵ国条約調印		
		2. 6	ワシントン軍縮条約に調印	9—	県下にコレラ発生、死亡96名
		4. 8	国語調査会、漢字制限案決定	11—	この月、県下に節約運動おこる
		4—	鉄道敷設法、農会法、健康保険法 (大正15.7施行) 等の公布		
1923	12	6.12	加藤友三郎内閣成立		鳥栖町外2ヵ村衛生組合設立
		1.27	婦人参政権獲得同盟結成さる		
		3. 1	衆議院普通選挙法案を否決		
		4.10	ガス事業法公布	7.12	鳥栖署巡查抜剣事件
		5.30	日ソ漁業契約調印		
		6.20	日本航空株式会社設立	12—	鳥栖町人口9,146人
1924	13	9. 1	関東大震災 (死者9万1,802名、行方不明4万2,257名)		この年、鳥栖駅構内の拡張工事
		1. 7	清浦内閣成立	1.25	基肄城趾、国の史跡に指定される

西 曆	年 号	月 日	内 容	月 日	県 市	
1925	大正 13	1. 26	皇太子御成婚	9. 11	県下に暴風雨、各地に被害	
		4. 6	日ソ漁業協定に調印			
		5. 10	第15回衆議院総選挙（臨時）			
		6. 11	加藤高明内閣成立	10. 23	日本農民組合三養基連合会結成なる	
		7. 1	メートル法実施	12. 16	基山付近を中心に小作争議（日本3大 小作争議の一つ）	
		7. 24	小作争議調停法公布		この年鳥栖町戸数1,721戸（人力車12 台、自転車643台）	
		8. 15	借地借家法施行			
		11. 29	東京放送局設立	12—	鳥栖町で町民大会、隣村との合併を決 議	
		14	2. 3	全国労働組合協議会の成立	11—	産業組合に対抗して、県下に米穀商組合を 結成
			3. 29	普通選挙法案両院通過する（30才以上）		
	4. 1		商工省、農林省の設置、中学校・師範 ・高等専門学校に軍事教育の実施	4. 9	農民デーに指導者検挙される	
	4. 13			4. 13	九州製粉、日清製粉合併す	
	4. 16		大日本連合青年団発団式	8. 6	この地方で初めてラジオ聴取	
	5. 7		治安維持法（朝鮮、台湾、樺太）に公布	10. 15	基山村の小作争議激化（学童盟休、地 主襲撃） 鳥栖町水防組合生れる 鳥栖・田主丸間に自動車路線営業を陳 情 鳥栖駅構内に、操車場、ハンプの完成 この年、郡役所の廃止	
	7. 10		貴族院、伯・子・男爵議員総選挙			
	10. 1	第2回国勢調査、失業統計調査実施 （総人口8,345万6人）				

1926	昭和 元 (12. 25改元)	1. 30	若槻礼次郎内閣成立	6. 24	私立鳥栖高等簿記経理学校設立の認可		
		2. 11	第1回の建国祭挙行	7. 1	三養基郡々役所廃止さる（庁舎は町役 場となる）		
		4—	労働争議調停法、青年訓練所令公布		鳥栖操車場、駅改良の落成		
		6. 24	府県制、市町村制改正	7—	鳥栖農業補習学校を青年訓練所に充当、 鳥栖公民学校と改称		
		7. 1	郡役所廃止、健康保険法実施	9. 7	県下に豪雨被害でる この年、ラジオ普及しはじめる		
		12. 25	大正天皇崩御、昭和と改元	10. 13	基里村産業組合設立		
				12. 5	三養基の小作争議訴訟判決でる		
		1927	2	3. 1	全日本農民組合の創立	3. 27	鳥栖常設競馬場で春季勝馬競馬会ひら く
				4. 1	徴兵法を改め兵役法を公布	4. 1	国鉄、1駅1店の合同運送店創設となる
				4. 3	漢口事件	4. 1	鳥栖町外4ヵ村組合立高等女学校設立 認可
4. 20	田中義一（政友会）内閣成立			5—	メーデー、基山、基里の住民約500名 デモ、警官隊と乱闘となる		
4. 29	大日本連合女子青年団創立			12. 6	基里村酒井の小作争議調停		
8. 3	第1回都市対抗野球大会			12. 25	映画常設館「正和館」開館（2日間無料） 松田銀行、博多銀行へ吸収合併 田代萱方に溜池築造		
10. 2	全国婦人同盟結成			2. 1	鳥栖郵便局で月掛郵便貯金はじまる		
1928	3			1. 23	日ソ漁業条約調印	4—	杓子が峰に桜515本植樹（田代青年団）

西 暦	年 号	月日	国 内	月日	県 市	
1929	昭和 3	2—	16~20日第16回総選挙 (最初の普選)	5. 1	三養基農民組合メーデーに参加	
		5. 3	日本軍、済南で国民革命軍と衝突 (済南事件)	6. 24	県下に豪雨被害である	
		5. 24	日本商工会議所設立	8—	福佐連合会大会で立入禁止	
		7. 3	内務省に特別高等警察課を設置	12. 2	三養基郡農会米価対策協議会ひらく	
		8. 27	パリ不戦条約調印	12. 24	久大線吉井まで (26.4キロ) 開業 (鳥栖始発)	
		8. 30	西日本に大暴風雨	12—	基里村婦人会創立	
		11. 3	初の明治節式典		鳥栖八坂銀行、大阪山口銀行へ吸収合併	
		4	3. 28	済南事件協定調印 (5月撤兵)	1—	鳥栖町白米商組合、重量取引を実施 (台秤)
			3. 28	国宝保存法の公布	2. 11	7年ぶりの寒波 -5.8°C
			6. 3	中国国民政府を正式承認	2. 16	県下中等学校映画連盟発足 (生徒の一般映画観覧禁止)
			6. 10	拓務省を開設	2. 25	鳥栖駅前で殺人事件
	7. 2		浜口雄幸内閣の成立	3. 19	普通選挙第1回県会議員 (三養基郡定員2名)	
	10. 15		官吏の1割減俸	4. 1	東邦電力会社、電灯料値上げ (16燭光、月75銭となる)	
				4. 16	連合会本部員総検挙	
				4—	県立図書館開館	

1930

5

12—	この月、ストひろがる この年の労働争議 1,421件	7. 5	降雨中に鳥栖小学校火災 (御座所焼失)
		9. 29	県立鳥栖高等女学校々舎落成 (定員100名)
		9. 30	肥前売薬同業組合、総会で分裂
		12. 17	鳥栖小学校御真影奉安殿新築認可さる
		12. 26	第2回福佐連合会大会
2. 20	第17回総選挙 (2回目の普選)	3. 31	鳥栖尋業高等小学校の高等科を廃止して鳥栖公民学校を新設
4. 9	紡績工場3万人スト (操業短縮、減給反対)	4—	組合立が県立鳥栖高等女学校となる
4. 22	ロンドン海軍々縮条約調印	5. 4	某寺千人講の不正事実発覚 (講金流用)
6. 25	全国失業者およそ40万人という	6—	福佐連合会本部員総検挙
9. 10	米価暴落 (豊作飢饉、大正6年来の安値)	7. 19	暴風雨 32.7m/sec
9. 25	生糸暴落 (明治29年来の安値)	7—	国産愛用運動の標語 "買はば国産"
11. 14	浜口首相、狙撃される	8. 12	台風来襲果菜全滅に近い被害 この年の不景気で鉄道自殺者がでる
11. 18	川崎の富士紡績争議で煙突男出現 (滞空130時間)	10. 16	鳥栖公民学校々舎新築認可さる
12. 10	国勢調査による失業者32万余人と発表	10. 23	第3回福佐連合会大会
		10—	賀島頌徳会規約なる (基山、田代、基里の輪番制)
		11. 10	麓村 (県の調査対象) で農村実情調査 (不況打開策資料)

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市		
1931	昭和 6	1. 26	日本農民組合を結成	3. 6	半井県知事、初巡視に鳥栖町立公民学校へ（実務教育の学級経営に感嘆）		
		4. 1	国立公園法公布	5. 12	麓尋常高等小学校が麻疹、猖獗で休校（5日間、罹患者200余名）		
		4. 1	重要産業統制法公布	6. 6	木山口関趾で水城の遺跡発見		
		4. 14	若槻第2次内閣成立	7. 20	水害で基里、国道2号線の橋梁流失、浸水田1,650町歩、苗腐れ田2,280町歩		
		6. 1	官吏減俸令公布	7. 24	鳥栖全農、福佐連合会、警官隊と衝突（幹部一斉検挙、競売反対）		
		9. 18	満州事変起こる	9. 27	三養基郡連合青年団総会		
		12. 13	犬養毅（政友会）内閣成る	10. 7	三養基郡蚕業組合設立		
			この年の労働争議2,456件（戦前最高）	10. 22	秩父宮殿下、光明会館に御宿泊（陸大生参謀演習）		
				12. 2	学級整理で鳥栖高女父兄ら、県へ陳情		
				12. 20	第4回福佐連合会大会ひらく		
		1932	7	1. 28	第1次上海事件起こる	3—	初の土地売買価格調査（反当り、宅地1,500円、畑500円、田地600円）
				2. 20	第18回衆議院総選挙	5. 3	田代駅踏切自動車衝突事故、鉄道大臣相手に1万5千円の慰藉料請求訴訟
				2. 20	上海で戦争拒否の陸軍兵600名武装解除、200名銃殺さる	5. 14	真木、安楽寺部落の筑後川灌水機経費分担で紛争
5. 15	陸海軍将校、首相官邸を襲撃（5.15事件）						
1933	8	5. 26	齊藤実内閣成立	6—	肥前旭駅設置の請願でる		
		8—	この月、米よこせ運動各地におこる	8—	基山村小作人離作料を要求		
		10. 2	リットン報告書を発表				
		10.	この月、大日本国防婦人会結成				
		2. 24	国際連盟脱退	5. 31	田植をひかえ小作争議頻発の兆し		
1934	9	4—	日本軍、満州国にて侵攻	6. 11	基肆城趾、天智天皇奉讃碑除幕式		
		8. 9	関東地方初めての防空大演習		鳥栖町役場を大字藤木793番地へ移転		
		10. 14	学校放送はじまる		県道鳥栖～仁北山線開通		
		3. 1	満州国帝政実施（皇帝溥儀）				
		6. 1	文部省に思想局を設置する				
1935	10	7. 3	齊藤内閣、帝人事件で総辞職	4—	基里村経済更生5ヵ年計画できる		
		7. 8	岡田啓介内閣設立	6. 7	肥前旭簡易駅営業始まる、1日乗降383人		
		9. 21	関西地方に室戸台風（死者2,500名）		鳥栖肥前旭間複線化開通		
		11. 20	陸軍青年将校のクーデター計画摘発（士官学校11月事件）		久大線開通し、鳥栖駅始発となる		
		3. 27	日本の国際連盟脱退発効す	6. 29	降雨で被害でる		
		4. 1	青年学校令公布（10月1日施行）	6—	青年訓練所鳥栖公民学校を鳥栖町立高等実業青年学校と改称		
		6. 6	全国商業組合中央会設立				

西 暦	年 号	月日	国 内	月日	県 市	
1936	昭和 10	8. 3	国体明徴に関する声明発表	10—	鳥栖警察署庁舎新築なる この年、田代町（タクシー3台、オートバイ2台、トラック2台、人力車4台等）	
		10. 1	第4回国勢調査（人口9,769万人）			
		11. 17	全日本労働総同盟結成	11. 3	佐賀市で初の防空演習	
	11	2. 20	第19回総選挙	2. 11	鳥栖駅前大火（13戸焼失） 田代町町制施行	
		2. 26	2.26事件（青年将校ら要人殺害）	7—	風水害をうける	
		5. 9	特高課・治安警察の強化拡充を決定	11. 19	パリ・東京間100時間飛行ジャッピー機背振山に墜落	
		5. 28	重要産業統制法改正、米穀自治管理法公布			
		11. 25	日独防共協定調印			
	1937	12	1. 18	八幡製鉄で3万人、賃上げ要求	4. 20	佐賀市に県下初の女性ドライバー誕生
			2. 2	林銑十郎内閣なる	6. 30	有明海の魚介多数死に工場の排水が原因との疑出る
2. 11			文化勲章制定（4月26日第1回）			
4. 30			第20回衆議院総選挙		この年、千葉土手の古杉300本が筑後川改修工事のため伐採される	
6. 4			第1次近衛文麿内閣成立			
7. 7			日華事変（蘆溝橋事件）			
8. 9			上海事変（海軍将校射殺さる）			

1938	13	10. 17	全日本労働総同盟、スト中止と戦争支持をきめ		この年、鳥栖駅構内拡張工事はじまる
		1. 17	軍需工業動員法発動		県下に男子の丸がり、女子断髪の禁止令
		2. 6	大日本農民組合結成（組合合同）	3—	日本農民組合福佐連合会等の労働団体解散させられる
		4. 1	国家総動員法公布（5月5日施行）	4. 10	私立鳥栖高等予備校開校
		4. 2	農地調整法公布（8月1日施行）	6. 4	町立鳥栖高等実業青年学校男女生徒500人余、軍人家族の麦刈奉仕
		5. 1	ガソリン切符制となる	9. 8	中原村に傷痍軍人療養所設置きまる
		7. 15	張鼓峰事変（日ソ両軍衝突）	9. 11	旭村下野婦人消防隊の発会（150名）
		9. 14	零式艦上戦闘機の試作完成（三菱重工）	10. 1	三養基郡軍友会結成（160名）
		12. 10	陸軍航空総監部設置	10. 1	三養基郡下各信用組合預金の利下げを行なう
		1939	14	4. 12	米穀配給統制法公布（10月施行）
5. 11	ノモンハン事件			4. 1	県立鳥栖工業学校開校
7. 8	国民徴用令公布（15日施行）			4. 28	甘木線開業（基山～甘木間14.0キロ）
8. 30	陸軍大将阿部信行内閣成立			7—	県下に大干ばつ
8—	女子の炭坑内作業禁止緩和される			7—	大木川上流にダム建設の動き
10. 1	石油配給制となる この年パーマ、男子の長髪禁止される			7—	干ばつで植付不能面積113町歩（鳥栖町） 佐賀県売薬工業組合を設立

西 曆	年 号	月 日	内 容	月 日	県 市
1940	昭和 15	1. 16	海軍大将米内光政内閣成立する	8. 1	県下一斉に8.1禁令（昼間の遊び、歌舞音曲類の禁止） 砂糖の切符制（1人当り0.35斤） こども10人以上の家庭に厚生大臣表彰（県内148家族） 田代町太田で横綱双葉山一行を迎え士俵開き 佐賀県必勝国民大会ひらく
		7. 22	第2次近衛内閣成立	9. 15	
		10. 12	大政翼賛会発会す この月、ダンスホールの閉鎖	11. 3	
		11. 23	この月「国民服」令、砂糖、マッチなどの生活物資が配給制となる	11. 17	
				12. 12	
1941	16	1. 8	「戦陣訓」通達される	1—	鳥栖工業学校、新築校舎に移転
		3. 1	国民学校令公布（4月1日発足）	2. 24	大政翼賛会郡支部の理事などきまる
		3. 17	国民労務手帳法公布（10月施行）	4—	基里村飯田部落節米運動おこる（1日1戸5勺）
		4. 13	日ソ中立条約調印	5—	鳥栖—佐賀間複線化に着工 小学校を国民学校と改称
		7. 2	御前会議「帝国の国策要綱」 満州に70万の兵力集結		
		7. 18	第3次近衛内閣成立	12. 8	真珠湾奇襲攻撃で広尾彰大尉（村田町出身）が戦死
		7—	隣組、常会はじまり、3等寝台の廃止 売り惜み、抱き合わせ販売の禁止	12—	鳥栖駅拡張工事に着工
		10. 18	東条英機内閣成立		
		12. 8	真珠湾奇襲、対米英宣戦を布告		
		1942	17	1. 2	マニラ占領 1日を興亜奉公日、8日を大詔奉戴日とする

		2. 1	衣料配給の切符制		
		2. 21	食糧管理法公布		戦時下体制で消防団を警防団と改称
		6. 1	陸軍航空軍司令部設置	9. 11	鳥栖運輸、保線事務所を廃し鳥栖管理部を設置
		6. 5	ミッドウエー海戦（日本軍敗北）	9. 30	肥前旭～久留米間複線化開通
		8. 21	中学（4年）高校（2年）大学等の学年短縮案を閣議決定	9—	肥前売薬商業組合を佐賀県配置薬商業組合に合流
		10. 26	ガダルカナルをめぐる南太平洋海戦		
		12. 31	ガダルカナル島撤退決定（大本営）		
1943	18	3. 18	戦時行政特例法（首相の独裁権強化）	2. 1	魚が切符制販売となる
		4. 20	米価62円50銭に引上げ	9. 1	女子中等学校、英語を随意科目に
		5. 1	木炭、たきぎ配給制		
		10—	新聞36ページに、列車座席3人掛け		
		12. 1	第1回学徒出陣		
1944	19	1. 19	女子挺身隊（14～25才未婚女子）	2—	女子挺身隊出動する
		1. 26	疎開命令		
		3. 8	インパール作戦はじまる	4—	県配置売薬商業組合を解散、家庭薬配置統制組合となる
		6. 15	米軍、サイパン島上陸	7. 18	田代町青年学校で総合閲兵式
		6. 16	北九州を初めて空襲		
		6. 19	マリアナ沖海戦	8. 6	警友会鳥栖支部発会式

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市	
1945	昭和 19	7. 7	サイパン島日本軍全滅	8—	健民酒場登場（1人銚子1本限り）	
		7.22	小磯内閣成立	8.21	防空幹部講習会ひらく	
		9—	ビルマ軍、グアム・テニヤン島守備隊全滅	9—	県下中等学校3年以上勤労働員、工場へ	
		10.10	米機動部隊、沖縄攻撃	10.20	三養基郡産米改良期成会総会	
		10.24	フィリピン沖海戦			
		11.24	B29、70機初の東京空襲			
		20	2.19	米軍硫黄島に上陸する	5.11	三養基中学生、学徒勤労働員
			4. 7	鈴木内閣成立	5.17	鳥栖警察署長、地方警視に昇格
			8. 6	広島に原爆投下	5.20	市町村義勇隊々則きまる
			8. 9	長崎に原爆投下・ソ連対日宣戦	6—	鳥栖町に防空壕設置
	8.15		天皇終戦詔書の放送（終戦の詔）	6—	家屋疎開はじまる	
	8.17		東久邇宮内閣成立	8.11	鳥栖・基里の一部、空襲で死者50名余	
	9. 2		日本代表、降服文書に調印	9.17	枕崎台風により県下に被害でる	
	10. 9		幣原内閣成立	9—	進駐軍の不詳事に注意を促す示達でる	
	11—		社会党・日本自由党・日本進歩党の政 党結成あいつぐ	10. 1	タバコ配給（1人1月90本）	
	12—		日本共産党再建		この年末までに、戦時体制の解散あいつぐ	

1946

21

10.10	佐賀に軍政部設置	10.10	佐賀に軍政部設置
12—	物価、8月の2倍となる この年、明治33年以来の凶作となる	12—	物価、8月の2倍となる この年、明治33年以来の凶作となる
1. 15	団体の氏神参りの禁止令	1.15	団体の氏神参りの禁止令
1.20	銃後奉公会を鳥栖町援護会と改める 戦災者、外地引揚者、連盟結成のうごき	1.20	銃後奉公会を鳥栖町援護会と改める 戦災者、外地引揚者、連盟結成のうごき
2.10	日本ゴムタイヤ旭工場労組結成（303名）	2.10	日本ゴムタイヤ旭工場労組結成（303名）
2.16	軍需隠匿物資発見の事件（田代町）	2.16	軍需隠匿物資発見の事件（田代町）
2.25	封鎖預金新円引換（月に世帯主 300円、家 族1人に100円）	2.25	封鎖預金新円引換（月に世帯主 300円、家 族1人に100円）
3. 1	日用必需品配給となる（マッチ1人1日に 3本、ちり紙1人に4枚等）	3. 1	日用必需品配給となる（マッチ1人1日に 3本、ちり紙1人に4枚等）
3.26	鳥栖町火災（6戸焼失）	3.26	鳥栖町火災（6戸焼失）
3—	国鉄労組鳥栖支部連合会を結成	3—	国鉄労組鳥栖支部連合会を結成
4.20	鳥栖スポーツ協会で軟式野球大会ひらく （16チーム参加）	4.20	鳥栖スポーツ協会で軟式野球大会ひらく （16チーム参加）
5. 1	供米が強権発動となる	5. 1	供米が強権発動となる
5.16	日本農民組合佐賀県協議会を結成	5.16	日本農民組合佐賀県協議会を結成
5.31	供出不成績の町村に配給停止を知事声明	5.31	供出不成績の町村に配給停止を知事声明
6. 1	肥前麓信号所、旅客駅に昇格	6. 1	肥前麓信号所、旅客駅に昇格

西 暦	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1947	昭和 21			8.26	佐賀県労働組合連合会結成
				11.30	県下74町村長辞表提出
	22	1.31	G. H. Q. 総司令部ゼネスト中止の命令	1. 1	運休中の西鉄バス復活（鳥栖～久留米間5往復）
		3.31	学校教育法の公布（6・3・3制）	1.14	鳥栖地区労農協議会発足（集会・共同宣言・市中デモ）
		4. 1	労働基準法の公布	1.22	鳥栖地方素人芸能コンクール（鳥栖劇場）
		4.17	地方自治法の公布	2. 3	旭村農民組合結成
		4.25	第23回総選挙	2.25	県農地委員会第1回選挙
		6. 1	片山連立内閣誕生	2.25	平田原、笛吹山開拓団鋤入式（40町歩）外地引揚者40名が入居
		6. 8	日本教職員組合結成なる	3. 8	鳥栖町でメチル・アルコールをのみ中毒死、これまで8名死亡、4名危篤
		10. 1	衣料類の切符制度復活	3.25	町内会、隣保班を解散、4月から自治会に
		10.13	11宮家皇族離脱の決定	4.30	県会議員選挙（戦後初の）
		12.17	警察法の公布	5. 3	新制中学校の発足、教育民政部で復員業務取扱はじまる
				11.12	鳥栖高女が麓村で食料確保のため開墾（6反）麦、豆
				12. 1	戦後初の「鳥栖の市」復活1～3日
				12. 2	佐賀農地改革（政府買上げ1,500町歩をこゆ）

1948

23

2. 7 経済力集中排除第1次指定される
 2.11 自治体警察発足
 3.10 芦田内閣成立
 4. 1 新制大学・高校の発足
 5. 2 サマー・タイム実施
 6.10 電力不足のため節約協力を呼びかけ
 6.28 福井地震（5,000人余死亡）
 7. 7 地方財政法の公布
 7.15 教育委員会法の公布
 10. 7 昭和電工疑獄事件

2.11 鳥栖簡易裁判所、区検察庁開庁
 2— 鳥栖、田代、基山に自治体警察が誕生
 3.20 集団イモ買出し一斉取り締り（違反者25名、イモ105貫余押収）
 3.23 麓村開墾（60町歩）のため開発組合結成
 4. 1 佐賀県中央公民館発足
 4— 学制改革により県立鳥栖高等学校、同鳥栖工業高等学校とそれぞれ改称
 5. 1 NHK佐賀放送局発足
 6. 3 鳥栖商工会議所を三養基商工会議所と改称
 7— 政令201号・機関助手2人乗り廃止反対闘争で鳥栖機関区機関助手らがサボタージュ
 8. 1 佐賀県税制改正の施行
 8.14 この月県内各市町村の農業会解散、農業協同組合設立される

1949

24

1.23 第24回総選挙
 2.16 第3次吉田内閣成立
 4. 1 野菜自由販売となる

12. 8 鳥栖税務署開署
 2.18 県庁舎火災
 2— 基里村公営健康保険事業はじまる
 3.11 鳥栖、基山、田代、基里、麓、旭6ヵ町村酪農組合結成

西 曆	年 号	月日	内 容	月日	県 市	
1950	昭和 24	4.15	ドッジライン発表	3.24	片倉工業鳥栖製糸工場閉鎖（大正3年5月操業）	
		6.1	国民金融公庫の発足			
		7—	下山事件（5日）三鷹事件（15日）	5.22	天皇陛下、基山洗心寮、日清製粉鳥栖工場にご巡幸	
		8—	松川事件（17日）シャープ勧告の発表（27日）	5—	町内消費者実態調査（1世帯当たり平均12,410円）	
		10.26	総司令部軍事裁判終わる	7.1	鳥栖管理部管内行政整理人員 2,104名と発表	
		11.22	日英通商協定成立			
		12.2	税制改革三法案成立する	8.1	鳥栖片倉製糸を買収し、専売局鳥栖工場開業	
	25				8.15	ジュディス台風、洪水被害多し
					9—	鉄道局誘置運動おこる
					11.12	佐賀大学開学記念式
		1.1	千円札が発行される	1.7	三養基郡東部振興協議会発足（6ヵ町村）	
		2.16	電力制限全面的に解除	2—	鳥栖郵便局（本通町）庁舎落成	
		3.1	自由党結成			
		4.1	魚の統制撤廃実施	5.3	町公民分館が発足（轟木、真木、高田、安楽寺、鳥栖）	
		4.15	公職選挙法公布	6.4	参議院選挙（投票率82.0%）	
		6.25	朝鮮動乱おこる	9.13	キジア台風、県下各地に被害	
		7.11	日本労働組合総評議会結成	12.2	鳥栖保健所開設	

1951	26	8.10	警察予備隊設置令公布	12.15	新県庁舎落成
		10.1	国勢調査		25年中ヤミ米列車での主食取締（摘発見込額92万9千、米麦2万700.*余）
			米屋の民営復活	2.5	鳥栖駅前大火
		4.1	マッカーサー司令官罷免	4.1	県文化館発足
		4.11	G.H.Q. 対日援助打切りを声明	4.23	町村議会議員選挙（30名）
		5.14	G.H.Q. 第1次追放の解除を発表	4.30	統一地方選挙
		6.19	民間放送の開始	4.30	県議会議員選挙（2名）
		9.1	講和条約、安保条約調印	6—	公民館運営審議会の条例制定（20名）
		9.8	「老人の日」を制定する	7.20	農業委員会委員選挙（15名）
		9.15	電力事情悪化する（一般家庭昼間2時間停電）	8.13	三養基郡公平委員会（郡内10ヵ町村共同）
		9.20	朝鮮休戦会談	9.29	自治警維持か、返上かの住民投票（県警となる）
		12.23		10.14	ルース台風
		1952	27		
1.19	韓国李ライン宣言			5.27	移動県庁（日住対策を陳情、鳥栖町）
2.8	改進黨結成			5—	基里村営保育園開園
		4.28	サンフランシスコ条約発効する	7.1	住民登録制の施行

西 曆	年 号	月日	内 容	月日	県 市
1953	昭和 27	7. 1	全国住民登録の実施	9~12	電産、炭労の長期ストライキ
		7.21	破防法公布		この年から農薬ホリドール（パラチオン剤）使用されだす
		10. 1	第25回総選挙		
		11. 1	市町村教育委員会発足		
	28	2. 1	NHKテレビ本放送はじまる	2. 6	第1回町村合併促進協議会
		4.19	第26回総選挙	6.25	水害65年ぶりといひ、冠水田350町歩被災総額1億4,542万円
		6.26	MSA援助についての日米交換文書を発表	6.27	台風15号で県下に被害(28・水)この年ホリドール農薬禍(死者24名、中毒500名)
		8. 5	スト規制法成立	7.25	田代町警部補派出所刑事殺される
		9. 1	町村合併促進法公布	12—	年末、年始の虚礼廃止運動おこる
		10.15	世界銀行より4,000ドル火力発電借款調印する		基里村、環境衛生モデル村として指定(県)
1954	29	2.22	教育二法案国会提出される	4. 1	町村合併で4市(鳥栖、伊万里、武雄、鹿島)、5月多久市が誕生
		3. 8	MSA協定に調印		鳥栖市発足(鳥栖町、田代町、基里村、麓村、旭村、人口39,556人、世帯数7,193)
		4.22	全日本労働組合会議結成		自衛隊鳥栖燃料支処開設
		6.24	日本、エカフェに正式加盟する	4—	町村会議員、市議会議員として1年間延長(100名) 初代市長 海口守三
		7. 1	防衛庁、自衛隊発足する	6—	市議会で工場誘致条例制定
		11.24	日本民主党結成		

1955	30	12.10	鳩山内閣成立	11.30	県地方事務所廃止
			生産性本部発足	12.23	各地区へ移動市役所
		2.14	第27回総選挙	2.27	衆議院議員選挙(投票率80.43%)
		2.27	関税法の改正(明治32年旧法)	3. 3	田代公園で佐賀県植樹祭
		4—	統一地方選挙	3.27	初の市議会議員選挙(30名)教育委員会委員(4名)
		4.23	第8回国勢調査(人口8,927万5,600人)	3—	田代、旭地区に公民館できる
		10. 1	自由民主党結成	5.21	21~23日第8回県民体育大会ひらかる
		11.15	日本原子力協定調印 この年の鉱工業生産戦後最高となる(神武景気)	8—	背振山気象観測レーダー完成
					河内町この年から過疎現象
				10. 1	第8回国勢調査(41,604人)
1956	31	1. 1	原子力委員会発足	3—	年末の県人口97万6,000余人
		4. 1	医薬分業の実施	4. 1	NHK福岡テレビ局開局
		5.19	科学技術庁の発足		基里中学校新築
		5.20	水俣病発生する	4—	公益質屋開業、鳥栖協栄会開店
		5.24	売春防止法の公布	5—	鳥栖北小学校新設開校
		9—	太陽族映画追放運動はじまる	5—	自動電話に改式
		10.19	日ソ国交回復共同宣言	5—	市実験農場開設
		12.12	日本、国連に加盟	6—	市立保育所小鳩園開設
		6—	新生活運動すすむ(田代町)		

西 暦	年 号	月日	国 内	月日	県 市		
1957	昭和 31			7. 8	参議院議員選挙 (投票率71.3%)		
				9. 8	日本専売公社鳥栖工場 (第1期) 工場落成		
				11. 9	佐賀相銀鳥栖支店に狂言強盗		
	32	1. 29	南極観測隊、昭和基地設置す	2. 14	佐教組 3・3・4 の休暇闘争にはいる		
		2. 14	日ソ漁業委員会ひらく	2—	市営採石場設置		
		2. 25	岸内閣成立	4. 1	売春禁止法実施 (県内転業 896人)		
		7. 1	国際地球観測年はじまる	4. 1	市独自の敬老年金制度発足		
		8. 13	憲法調査会第1回総会	4—	市内小学校の新校区をきめる		
		8. 27	東海村原子炉運転される	7. 16	農業委員会委員 (20名) きまる		
		9. 7	日本パキスタン貿易協定に調印	8—	他県災害地へ救援苗81,600束送る		
		3. 9		9. 1	電話料金度数制となる		
				9. 23	BSゴルフ場オープン		
				11—	特別会計に新たに地方振興費を設定 鳥栖市酪農協できる		
		1958	33	3. 24	関門国道トンネル開通す	2. 6	基里小学校、学校給食はじまる
				4. 14	全日本農民組合連合会結成	4. 17	鳥栖市土地改良区を設立
5. 22	日ソ漁業交渉妥結調印			4. 22	市長選挙、市議補欠選挙 (投票率85.48%) (市長海口守三)		
7. 31	第28回総選挙			7. 15	第1回「新農村建設青年班」はじまる		
12. 1	文部省学習指導要領改正 新1万円札でる			9. 15	市内高齢者 (80才以上) 1,434人、増加の傾向		
12. 27	国民健康保険法公布			11—	福岡、佐賀県29市町村で筑後川利水研究会を設定		

1959	34	2. 16	新硬貨100円、50円、10円でる	11. 14	この年干ばつ 市内中学校就職対策協議会が設立
		2. 28	日本・ユーゴ新通商条約調印	11—	「銀鳥」開店、鉄道病院移転新築
		4. 10	皇太子御成婚	1—	農業政治連盟結成
		5. 5	東京国際見本市ひらく (晴海)	3. 20	蔵上町の「御田舞」県重要無形文化財 (芸能) に指定さる
		7. 10	最低賃金法施行	3. 27	全市一区による市議会議員選挙 (投票率92.93%)
		9. 12	ドル為替の自由化を実施	4. 1	大字を廃止、新町名に改める
		9. 26	伊勢湾台風	4—	国民健康保険が全市域に普及
				5. 1	基山町会田地区、鳥栖市今町に編入
				5. 28	大木川水門完成
				9. 14	台風14号被害でる
				10—	「鳥栖のミカン」初の共同出荷
				11. 17	鳥栖青年会議所結成
1960	35	1. 12	貿易為替自由化の基本方針 (436品目の自由化をきめる)	12. 10	農協貯金104億6,000万円の新記録 この年から水田の区画整理事業はじまる
		1. 24	民主社会党結成	1. 13	太田古墳の壁画模写おわる (東京芸大)
		2. 2	通産省、貿易外支払いの第1次自由化の措置を発表する	4. 15	鳥栖小学校に特殊学級を開設
		6. 23	日米新安保条約発効する	4. 20	永吉町日恵寺に簡易水道完成
				5. 5	市中央公民館落成 市民集会所できる
				5—	ニジマス養殖組合できる

西 暦	年 号	月日	内 容	月日	県 市
1961	昭和 35	7.19	池田内閣成立	5—	臨時市議会で鳥栖市建設計画を議決
		9.10	カラーテレビ放送はじまる	8. 1	日本国有鉄道西部支社鳥栖出張所設置
		11. 1	経済審議会、所得倍增計画を答申	9.17 11.25	17、18日第13回県体育大会をひらく 34号線（永吉～轟木間）改良開通 （4,580 ^千 ） この年、干ばつで農作物に被害
	36	4. 1	国民年金発足する	2.15	県青年団都市対抗駅伝で鳥栖チーム11連勝
		4.27	「物価白書」が発表される	3—	佐賀県産業振興8ヵ年計画でる
		6. 6	農業基本法が成立	4.12	特殊学級中学部を鳥栖小学校に開設
		7. 1	日本インドネシア通商航海条約が成立	4.19	天皇・皇后両陛下、県下を御巡幸「寿楽園」（基山町）にお成り
		9.26	文部省、小・中・高校の全国学力調査を実施する	4—	初の社会教育委員（8名）きまる 共同養鶏組合発足
		11. 2	第1回日米貿易経済合同委員会ひらく	5—	佐賀県商工会連合会の結成
				6—	門司港—久留米間国電開通
				8—	西鉄バス鳥栖営業所開設
				9. 1	市内バス増設、ダイヤ改正
				9. 3	初の市民体育大会ひらく（鳥工高）
				10—	第2室戸台風による稲の被害推定19億と発表
		11—	各地区に婦人学級ひらく		

1962

37

2. 1 東京都の人口1千万人を突破する
5.10 新産業都市建設促進法を公布
7. 1 参議院議員選挙
9.12 原研国産第1号原子炉に火がともる
9.29 10月から貿易自由化率88%と閣議決定
10. 1 230品目を新たに貿易自由化と発表
10— 全国総合開発計画を策定

2.13 交通安全都市宣言
3.26 市公明選挙推進協議会うまれる
3— 養鰻魚業組合できる
4. 1 体育指導委員うまれる
4. 4 基山駅構内で心中による列車脱線事故
（被害1億8千万）
4.12 海口市長無投票当選
4.27 佐賀県中小企業振興資金融資はじまる
5— 国道34、3号線全線改良開通する
5— 県精薄者援護施設「九千部学園」が完成
7. 8 豪雨（1～8日まで577^{mm}）
8. 8 佐賀東部を低開発地域に指定
10. 1 鹿児島本線交流電化運転はじまる

1963

38

3.20 特定産業振興臨時措置法案、閣議決定
3.28 自由化の25品目を決定
10.31 10月の不渡手形戦後最高
11. 1 新1,000円札発行される
11. 9 三池鉱ガス爆発（死者457名、負傷500名）
11.21 第30回総選挙
12.11 観測ロケット「ラムダ2号」打上げ成功

1.25 県立図書館新築落成
2— 西日本新聞による「都市診断」（13～16日）
3.11 県体育館落成式
3.18 佐賀県工業振興条約制定
4.17 県知事、県議選挙（投票率88.0%）
4.30 市議会議員選挙
4— 消防団の改組・鳥栖信用組合設立
5. 9 農業共済組合の解散決議（知事不認可）
7.15 農業委員会委員選挙
9— 鳥栖市果樹組合発足

西 暦	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1964	昭和 38			11. 21	参議院選挙 (投票率80.06%) この年の火災件数21、被害額245万円 この年の34号線車の交通量、1日平均4,385台
				11—	都市計画用途地域指定
	39	3. 31	カラーテレビ受像機など8品目自由化	3—	九千部山頂にテレビ中継基地
		4. 25	沖縄援助日米協議会発足	4. 13	今泉町で不発爆弾でる
		4. 28	日本 OECD に正式加盟	9. 16	東京オリンピック聖火リレー市内通過
		6. 16	新潟地震	9. 22	市民合唱団発会
		10. 1	東海道新幹線営業開始	10. 8	佐賀県東部工業用水道敷設事業起工
		10. 10	第18回オリンピック東京大会ひらく	10. 13	初の産米改良推進大会 (鳥栖市、基山町)
		11. 9	佐藤内閣成立	11. 1	九千部山一帯を「鳥獣保護区」に指定
		12. 14	皇太子夫妻タイへ親善ご訪問	11. 5	市衛生処理場完成
				11—	し処理場できる
				12. 13	「獅子舞い浮立」(牛原町) 県代表として九州民芸大会に出場
					この年佐賀県米づくり日本一となる
1965	40	1. 1	消費者米価平均14.8%引き上げ	3. 27	市長辞任 (海口守三)
		5. 28	農地補償法成立	4. 17	市長選挙 (安原謙市、投票率86.68%)
		6. 22	日韓条約協定正式調印	5. 12	国立九州工業技術試験所開所
		7. 4	第7回参議院選挙	6—	鳥栖ビルできる
		8. 31	ILO 調査ドライヤ調査報告書を発表	7—	初めて空から農業散布 (基里地区)

1966	41	10. 1	第10回国勢調査	8—	東十郎古墳群 (河内町) の発掘調査
		10. 21	ノーベル物理学賞受賞 (朝永教授)	10. 16	市消防庁舎落成
		10. 7	カツオ漁船、台風29号により208人行方不明	12. 11	婦人参政20周年に植樹 (鳥栖地区婦人会)
		10. 1	国勢調査、乗用自動車の自由化実施	12—	市内開業医で休日の当直制実施
		11. 12	日韓条約ぬきうち採決 (衆議院)		このころから農家に自動耕耘機が普及
		11. 13	消費者米価平均8.6%値上げ (1月1日実施)		前年につづき米作り日本一 (10%当り542.)*
		1. 11	郵便料金値上げきまる (通常郵便7月からハガキ7円、封書15円)	1—	県東部工業用水道工事 (第1期) が完成 (50,000トン/日)
		3. 5	国鉄運賃改正		鳥栖高校第1期改築工事終わる
		4. 28	消費者物価前年度比7.4%上昇	1. 18	基里地区に初の農村集団電話開通
		3. 24	BOAC 機富士山ろくに墜落124人死亡	4—	市伝染病隔離病舎と屠畜場が廃止
		6. 7	国民祝日、敬老の日 (9月15日) 体育の日 (10月10日) 成立可決		ボストンマラソンで佐々木選手2位
		6. 14	ILO 87号条約発効	8. 10	消防応援相互協定をむすぶ (基山町、北茂安町、中原町共)
		7. 8	41年度生産者米価1万7,377円 (150.*%) 決定	10—	四阿屋線バス開通
		8. 16	40年度平均寿命男62.73才、女72.95才と発表		商工会議所改築落成
		12. 16	交通事故死13,329名の史上最高	11—	鳥南橋でき市南部の東西を結ぶ

西 曆	年 号	月 日	国 内	月 日	県 市
1967	昭和 42	1. 29	衆議院総選挙 (第31回)	2. 7	基里小学校前 (3号線) に初の歩道橋
		2. 11	初の建国記念日、各地で奉祝行事や抗議集会	3—	沼川干拓で沼地なくなる
		2. 17	第2次佐藤内閣成立	4. 1	公益質屋廃止
		5. 9	皇太子ご夫妻、南米親善訪問にご出発	4. 15	県議会議員選挙 (2名)
		9. 8	消費者米価平均14.4%値上げ (10月1日から)	4. 28	市議会議員選挙 (30名投票率91.69%)
		10. 4	人口1億をこす (1億2万849人)	5. 3	老人福祉センター落成 (古野町)
		10. 10	成田新空港初の測量、実力行使など	6. 7	第1回交通安全市民総決起大会ひらく
				6—	じん芥焼却場新築開設
				7. 31	各支所を廃止
				7—	上水道給水はじまる
1968	43	5. 18	十勝沖地震	8. 1	財団法人鳥栖市開発公社認可される
		6. 26	小笠原諸島の本土復帰	8—	青年会議所が初の花火大会
		8. 12	日本初の心臓移植手術	10—	鳥栖市史の編さんに着手
		8. 22	水俣病、公害病と認定	12. 10	新市庁舎落成
		9—	米ヌカ油症事件		この年、米つくり10万550.* (41、2年日本一の県平均約540.*)
					この年、明治23年8月来の少雨を記録
				1. 25	初の交通安全指導員 (30名) が誕生
				3. 31	基里公民館新築
				4. 1	鳥栖西中学校開校 (麓、旭中を統合、校舎起工11月)
				4. 26	市立図書館開館 (蔵書約 3,500冊)
			鳥栖、基山農業協同組合設立 鳥栖歯科衛生士学院開設		

1969	44	11. 11	沖縄初の首席公選	10. 1	県市町村交通災害共済制度を実施
		12. 10	3億円現金輸送車強奪される	10. 25	鳥栖市文化連盟誕生
		1. 4	国鉄運賃値上げ (15%)	12. 11	第1回鳥栖・基山連合農業祭ひらく
		1. 9	全共闘と日共系学生激突 (重軽傷 100余名)	1. 25	救急業務開始
		1. 30	沖縄返還で「本土並み、早期、核つき」の見解発表	3. 31	実験農場廃止
		3. 25	初の心臓移植手術の患者死ぬ	3—	轟木水門完成
		7. 23	防衛2法案成立	4. 1	印鑑登録手帳制を採用
		8. 30	日銀公定歩合を6.25%に引き上げ	4. 6	市長選挙 (安原謙市、投票率56.35%)
		11. 17	首相、沖縄返還交渉のためワシントンへ	4. 20	佐賀大博覧会開幕さる (入場人員90万)
		12. 2	衆議院解散 (1月27日投票)	5. 1	公害係新設さる
				5. 14	特別養護老人ホーム「真心の園」開園
				6. 29	県下に大雨、各地に被害でる
				7. 30	市水道汚職事件
				9. 13	第22回県民体育大会開く (市内32会場)
1970	45	1. 14	第3次佐藤内閣発足	10—	新浜橋架橋工事完成 (長さ227m)
		1. 21	医療値上げ実施を告示 (2月1日から)	11. 10	皇太子殿下県内御視察
				11. 30	議会解散による市議会議員選挙 (30名投票率86.75%)
				12. 9	市長辞任
					この年工業製品出荷額406億4千万 (県下第1位、前年との伸び率22.2%)
				1. 25	市長選挙 (原忠實、投票率 80.99%)
				2—	米の生産調整はじまる
				3. 30	峰越林道大河内線開通

西 曆	年 号	月日	国 内	月日	県 市
1971	昭和 45	1.22	厚生省平均寿命 (男69.05才、女74.30才) と発表	6.12	河内防災ダム完成 (貯水量 119万5千トン)
		2. 3	核兵器拡散防止条約の調印		
		2.11	宇宙衛星「おおすみ」号打上げに成功	7. 1	万国博佐賀県デー開幕
		3.14	万国博覧会開会 (77ヵ国参加、観客6,421万人)	7. 1	都市計画課設置
		3.20	全国スモン病患者4,280人と発表	7.18	勤労青少年ホーム開館
		3.31	日航機「よど号」赤軍派学生にのつとられる	8. 1	県公害防止条例の公布
		6.23	日米安保条約、自動延長となる	8. 3	集中豪雨、浸水家屋でる
		7.18	新公害、光化学スモッグ都内に発生	9—	新都市計画法による“線引き”反対で農民大会
		8.20	飲酒運転罰則強化の“道交法改正”施行	10. 1	国勢調査 (人口47,369人)
		10. 1	第11回国勢調査	10.14	県博物館落成
	46	1. 8	「環境庁」設置きまる (7月1日発足)	1. 4	九州縦貫道工事はじまる
		5. 7	公定歩合5.5%に引き下げ (日銀)	1. 4	騒音規制法による市全域規制指定地域となる
		6.27	参議院議員選挙 (59.3%)	3—	鳥栖駅前広場造成できる
		7. 3	「ばんだい号」遭難 (乗客68名死亡)	4. 2	河内小学校廃校となる
		7. 5	繊維業界の対米輸出自主規制	4. 8	県立鳥栖商業高校開校
			4.11	知事、県議会議員選挙 (投票率64.4%)	

1972

47

7.15	全国人口 (3月末) 1億0,453万9千人	4—	文化財保護条例制定
7.30	全日空機衝突墜落 (乗客162名死亡)	5. 6	佐賀空港建設反対総決起大会
8.28	対ドル・レートに変動相場制採用	5.18	藤木地下道改良完工 (延長560m) 鳥栖地区広域市町村圏協議会発足
9.27	天皇・皇后両陛下、欧州に親善訪問にご出発	5—	鳥栖基山農協の請負耕作はじまる
11.22	「沖縄返還協定」を可決	6.13	航空防除を地上防除に切りかえ
		6.27	参議院議員選挙
		7—	市文化財調査委員 (6名) 委嘱
		10.1	老人 (75才以上) 1級身体障害者に医療費助成実施
1.25	横井庄一さんゲームから生還	1. 4	九州縦貫道、市内路線着工
2. 3	第11回冬季オリンピック大会で上位メダル独占	1—	藤木町の水田でマナヅルの家族が越冬
2.28	浅間山荘事件	2.10	総合農政推進協議会発足する
3.26	高松塚発掘	2.16	市と企業との初の公害防止協定なる
4.17	川端康成自殺	2.16	県立高校授業料値上げ
5.13	大阪千日ビル火災	3. 3	臨時市議会で佐賀県競馬組合加入を可決
		3. 6	自然保護審議会、初の会合
		3.13	長崎線最後の蒸気機関車走る
		3—	鳥栖市総合計画審議会委員きまる (18名)
		4. 7	大気環境測定車による調査始まる
		5. 1	市営火葬場業務開始 (河内町)
		5.20	鳥栖、筑紫野有料道路開通 (8.1.)*
		7. 4	宝満川から1日40,500トンの取水権取得
		7.14	農業委員会委員選挙 (27名)

西 曆	年 号	月 日	内 容	日 月	県 市
1973	昭和 47	48	5. 15 沖縄復帰	7-1	集中豪雨で被害額3億円におよぶ 51年佐賀団体が内定し、鳥栖市ではパ ーボールと馬術が開催予定となる 鳥栖・三養基地区消防事務組合発足 高橋のかけかえ工事完成
			7. 7 田中角栄内閣成立	8-	
			7. 24 四日市公害訴訟で患者側勝訴	10. 1	
			9. 29 日中友好、国交回復覚書調印	12-	
			3. 12 国労、動労の順法闘争で群集の大あ ばれ	1-	
3. 20 水俣病裁判で患者側勝訴	3. 25	企画課、環境課を設置 県立鳥栖工業高校第1期改築終わる 蔵上町西法寺四脚門を市重要文化財に 指定 市営採石場を廃止 鳥栖市総合計画を可決 市木にモチノキが決まる			
4. 2 列島改造論背景に地価の暴騰	3. 31				
5. 21 有明海に“第3の水俣病”発生	3-				
				4-	



跋

鳥栖市史の編さんに着手してからすでに五年余となり、最初
 の予定をかなりこえてしまった。しかし各方面の御援助によ
 り、こうした形で本書が世に出されるにいたったことは、その
 編さんにあずかった者の一人として多少の感慨なきを得ない。

それにつけてもまず思い出されることは、この地方の郷土史
 研究の草分けであった故松尾禎作先生の業績であって、先生を
 中心とする研究グループの先駆的な蓄積の上に、ようやくこの
 市史が築かれたものである。記してまずその学恩を感謝しなけ
 ればならない。

次に感謝すべきは市民各位、各方面の御協力であって、資料
 提供はもとよりいろいろな体験談や調査上の便宜を供与され
 た。そのため、われわれ執筆陣の多くは鳥栖市外に住んでいる
 のであるが、調査執筆の過程において市民の一人として融けこ
 めるようになった。

また市当局はわれわれの強い希望によって、財政難のなかか
 ら資料編四冊、研究編四冊の出版を敢行され、もって本編の充
 実度を加えることができた。

五年九ヶ月の編さん期間においては、執筆予定者の故障が相
 ついだことは大きな悩みであったが、スタッフの中で苦しいや
 りくりりをして、また時にはピンチヒッターを依頼することによ
 って編さんを完了することができた。その具体的な分担は後に
 しめすとおりである。なお、原稿の整理、資料・写真等の整
 理、校正その他編さん上について、長 忠生氏（鳥栖市立田代
 中学校校長）、篠原 真氏（鳥栖市教育委員会社会教育課長）山
 下康行氏（鳥栖、三養基地区消防事務組合総務係長）の特に熱
 心、周到な助力を得た。ここに深く感謝の意を表したい。

このような協力があったにもかかわらず、執筆分担者の変更
 が重なったため、できるかぎりの努力をしたつもりではある
 が、資料取り扱いの不備、文章表現上の不統一、不測の脱落や
 重複などがあるかもしれないことを惧れている。

ただ市民のための市史を、というわれわれの気持を以って、
 あるべき多くの誤りを赦されることをお願いしたい。

最後に痛恨に堪えないのは、本編の農業・売薬業・製蠟業関
 係の執筆に精魂を注がれた久保山千里氏が、執筆を終えられた
 二月以来健康を害され、去る七月七日俄かに病草まり不帰の客
 となられたことである。氏はこの事業の始まる前から、市史編
 さんの必要を各方面に説き、開始後は事業の中心として活動さ
 れていた。その功績は故松尾禎作氏とともに永遠に遺るもので
 ある。あと一歩というところで出版の喜びを共にすることが
 できず残念の極みである。謹んで一本を御霊前にそなえ、深

く哀悼の意をささげたい。
本編の執筆者は次のとおりである。

本編の執筆者 (収録年代順)

- 山田 龍雄 (九州大学農学部教授・執筆委員長) ✓
木下之治 (佐賀県文化財調査監)
小林 肇 (佐賀県立鳥栖高等学校教諭) ✓
中野 健 (佐世保工業高等学校講師)
長野 暹 (佐賀大学経済学部教授)
久保山 千里 (第一経済大学教授) ✓
鈴木 広 (九州大学文学部助教授)
千石好郎 (熊本商科大学助教授)
これらの執筆の分担は次のとおりであるが、全般の調整については山田がこれに当った。
- I (山田龍雄)、II (小林肇)、III・IV (木下之治)、V (中野健)、VI・VII (長野暹)、VIII 1~3 (小林)、同4 (久保山千里)、IX (山田)、X (中野)、XI・XII (久保山)、XIII 1 (山田) 同2 (長野) 同3 (久保山)、XIV (長野)、XV 1・2 (久保山) 同3・4 (長野)、XVI (山田)、XVII・XVIII (久保山)



鳥栖市史編さんの声は、鳥栖市が発足した昭和二十九年当時からあった。郷土史関係の印刷物といえば、『鳥栖商工案内』『鳥栖町案内』『田代を語る』(いずれも松尾禎作著)があっただけで、旧五ヶ町村をまとめた通史が望まれたのは当然である。そこで、昭和三十一年五月に至り、市総務課主宰で松尾禎作氏外六名による鳥栖市史編さん委員会を発足し、『郷土史料シリーズ』一八号を謄写版刷りで出した。

昭和三十三年八月、委員会は一週間をわたり対馬に四名を派遣し、厳原の万松院文庫で資料調査を行ない、田代領関係の文書を約三、二〇〇枚のフィルムに撮影した。その内容の豊富さと、それから想像される事業の困難さが、合併後間もない新市

編さん委員会の中心である松尾禎作氏は、注射器を携えた夫人とともに、持病を押しながら委員会や発掘調査に出られたが、病がこうじてからは病床で指示督促されることが多かった。昭和三十三年八月、委員会は一週間をわたり対馬に四名を派遣し、厳原の万松院文庫で資料調査を行ない、田代領関係の文書を約三、二〇〇枚のフィルムに撮影した。その内容の豊富さと、それから想像される事業の困難さが、合併後間もない新市

保山)、XIX 1 (山田) 同2 (1) (鈴木 広) 同(2) (3) (千石好郎)、同(4) (山田)、XX 1 (久保山) 同2 (長野) 同3 (山田)。

なお、年表は主として轟木一二三氏、本編の写真は篠原真氏が当たった。

編さん委員会委員

(S42年~45年)

△学識経験者

山田 龍雄 (執筆委員長)
久保山 千里 (執筆委員)
長 忠生 (地方史研究)
小林 肇 ()
木原 武雄 ()
松浦 根士 ()

△市 議会

松田 弘道 (議長)
緒方 浩四郎 (総務委員長)
天本 義人 (文教厚生委員長)

△市 執行部

原 忠實 (助役・編さん委員長)
松田 元雄 (総務課長)

にとつて、当初の市史の編さんを見送らせることになったようである。それは、昭和三十五年三月二十三日、松尾禎作氏の逝去によりさらに遠のいた感があった。

しかし、このときの資料は、のちの資料編・研究編の軸となる。規模・組織など取り組みの密度において、当時と今回とは比較にならないが、いわば第一次ともいべき編さん委員会は、資料の用途をつかんだという意味で、今日の足がかりを果たしたといえよう。

そして二度目の鳥栖市史の編さんが企図されたのは、昭和四十二年秋である。当時、各市では市史の編さんが相次ぐ時代で、鳥栖市制も十年を過ぎ行政的にも一応の目安がついたという背景のなかで、「マスタープランも大事だが市史編さんは前市長からの懸案でもあり、この際、祖先の足どりを明らかにした立派なものをつくりたい。」(安原市長談)と、市史クラスではベスト・メンバーといわれる執筆者(前ページ)を委嘱することができた。

一方、地元研究者、執筆代表者、市議会などからなる編さん委員会(前ページ)をつくり、編さんの大綱について意見を求めた。そこで集約されたものは、(1)表現は平易で親しみやすいもの(2)資料編的なものを別冊として先に出版する(3)本編は近代・現代に重点をおく(4)基山・中原などの広域的視野も配慮する、などであった。

その後の主な経過を略記するつぎのとおりである。

42	10	3	執筆委員会
43	1	26	〃
	4	3	〃
	5	17	編さん委員会
	6	20	執筆委員会
	8	3	〃
	8		対馬万松院へ資料調査
	9	10	シリーズ①「学制の歩み」発行
	9	30	執筆委員と地元研究者との意見交換
	11	14	執筆委員会
	12	14	シリーズ②「社寺と伝説」発行
44	2	6	執筆委員会
	4	1	シリーズ③「人物録」発行
	4	28	執筆委員会
	6	15	資料編第一集「日記抜書」発行、シリーズ④「明治・大正産業資料」発行
	8	7	執筆委員会
	11	10	〃
	12	13	〃
	12	20	資料編第二集「基肄養父実記・磯野寿延記」発行
45	1	31	執筆委員会
	2	21	〃

2	28	研究編第一集「鳥栖地方の宿場」発行	
3	28	執筆委員会	
3	31	研究編第二集「幕末田代領政争の研究」発行	
4	25	執筆委員会	
5	6	編さん委員会	
6	4	執筆委員会（現地視察）	
7	23	〃	
8	27	〃	
		（市内商工代表者の話を聴く）	
		（青年団活動についての市内関係者と	
		の懇談）	
11	7	執筆委員会	
46	1	14	〃
	2	10	研究編第三集「鳥栖の民家」発行
	3	25	資料編第三集「佐賀藩法令・佐賀藩地方文書」発行
	5	6	執筆委員会
	6	21	〃
	8	1	研究編第四集「鳥栖の民俗」発行
	10	15	資料編第四集「近世鳥栖商業資料」発行
	10	24	執筆委員会（戦中体験を聴く座談会）
	10	13	〃

鳥 栖 市 史

昭和四十八年三月二十日印刷
昭和四十八年三月三十一日発行

編集責任者 鳥 栖 市
佐賀県鳥栖市宿町二八
代表電話鳥栖三一三一―一番
発行所 鳥 栖 市 役 所
印刷所 福岡印刷株式会社